

2024 年度

第 62 期 事 業 報 告 書

自 2024 年 4 月 1 日

至 2025 年 3 月 31 日

日 本 繊 維 輸 入 組 合

目 次

第一 2024 年の繊維製品輸入動向	1
I. 総 論	1
II. 主要繊維製品の輸入状況	5
1. 糸 類	5
2. 織 物 類	6
3. 衣 類	7
4. 二次製品	9
繊維輸入総括表（2024 年 1～12 月）	10
繊維製品・主要国別輸入の推移	11
 第二 組合員の異動及び機構等	12
I. 組合員の異動	12
II. 機 構	12
III. 役 員	13
 第三 事業の概要	14
 第四 総会・理事会・監事会	16
I. 総 会	16
II. 理 事 会	16
III. 監 事 会	17
 第五 企画委員会及び商品・市場・制度別委員会等	18
I. 企画委員会	18
II. 繊維資材委員会、絹分科会	18
III. アパレル委員会、アジア州分科会	19
IV. ホームテキスタイル委員会	20
V. C S R 委員会	20
VI. ロジスティクス委員会	20
VII. 組合運営に関するタスクフォース	22
 第六 事業関係	24
I. 新年賀詞交歓会	24
II. EPA/FTA 協議等への対応	24
III. 繊維貿易情報センター	24

IV. 繊維製品の環境・安全問題への対応	25
V. 展示商談会への参加、協力、受け入れ.....	26
VI. 研修会、講演会、セミナー等の開催	27
VII. 海外（含む駐日）関係機関等交流・協力等.....	32
VIII. 上海分会	34
IX. ベトナム分会.....	35
X. 繊維産業技能実習事業協議会への対応.....	37
XI. 日本繊維産業連盟に係る事案.....	37
XII. 関係当局への対応	40
XIII. 国内関係諸団体	40
XIV. EIPS コンサルタント事業の組合員企業への提供	41
XV. CSR について.....	41
第七 業 務 関 係.....	42
I. ワシントン条約繊維関係品目に係る申請.....	42
II. 広報、諸統計、その他	
1. 「The Japanese Apparel Market & Imports」	42
2. 組合 HP 掲示	42
3. 諸統計の作成.....	43
4. 登記・届出関係	43
添付資料	44
I. 要望書等	
『日・バングラデシュ EPA に関する意見・要望等について』	44

第一 2024 年の繊維製品輸入動向

I. 総 論

1. 繊維製品の輸入動向

2024 年の世界経済は、米国では雇用の堅調さ、株価の上昇、個人消費の拡大が景気を牽引し、欧州はインフレ抑制と景気後退回避に成功し、個人消費が底堅く推移したことで景気回復が進んだ。一方、中国は、米国の対中政策をめぐる不確実性、不動産市場の低迷、若年層の高い失業率、内需不足などの影響を受け、経済の好転は見られなかった。世界経済全体としては、地政学的緊張の継続や国際情勢の不安定化による不確実性が増す中、欧米経済は比較的堅調に推移したものの、海外経済全体には逆風となった。

日本経済は、地震や豪雨などの自然災害、自動車メーカーの出荷停止などの影響で一時的に停滞感を強めたが、2024 年 3 月に日銀がマイナス金利を終了し政策金利を引き上げたことに加え、日経平均株価も 4 万円を突破し史上最高値を更新、公示地価が 1991 年以来の高い伸びを記録、インバウンド需要の回復、賃金のバブル期以来の高い賃上げ率などを背景に、デフレ脱却への期待が高まった。一方で、慢性的な人手不足や円安の加速、原材料価格・エネルギーコストの上昇による物価高が続いており、賃金の持続的な上昇や価格転嫁の定着には不透明感が残り、その結果、繊維製品への個人消費行動へ影響を与えた。

このような環境の下、我が国に輸入される繊維製品の円金額ベースで 75.6%を占める衣類の 2024 年輸入実績は、3 兆 5,538 億円（前年比 103.3%）となった。次に 15.8%を占める二次製品の輸入実績は、7,441 億円（前年比 99.3%）となり、以下、5.6%を占める織物類の輸入実績は、2,649 億円（前年比 100.5%）、2.9%を占める糸類の輸入実績は、1,363 億円（前年比 95.05%）となった。2024 年の繊維製品の輸入実績の合計は、円金額では 4 兆 6,992 億円（前年比 102.3%）となった。

(1) 2024 年 繊維製品・輸入総括表

	百万円	前年比	百万ドル	前年比	千トン	前年比
糸 類	136,288	95.0	900	87.9	236	95.7
織 物 類	264,927	100.5	1,747	93.0	385	100.0
衣 類	3,553,848	103.3	23,542	96.4	942	97.8
二 次 製 品	744,111	99.3	4,913	92.0	743	97.7
繊維製品合計	4,699,174	102.3	31,102	95.2	2,307	97.9

出所:財務省貿易統計(確々報値) (注): 前年比は%

(2) 2024 年 繊維製品・主要供給国

		百万円	前年比	百万 ^{ドル}	前年比	千 ^{トン}	前年比
1	中 国	2,413,816	99.2	15,976	92.4	1,297	97.3
2	ベ ト ナ ム	779,693	108.6	5,160	101.1	337	103.1
3	バングラデシュ	197,008	106.9	1,304	99.5	79	97.9
4	カンボジア	193,466	119.1	1,280	110.8	56	110.3
5	イ タ リ ア	172,052	106.4	1,139	99.1	5	98.9
6	ミ ャンマー	166,928	96.4	1,105	89.7	57	98.5
7	インドネシア	166,904	95.9	1,105	89.3	120	92.4
8	タ イ	111,371	104.3	737	97.1	99	98.7
9	イ ン ド	58,000	106.6	384	99.2	29	101.5
10	台 湾	48,111	101.5	318	94.5	72	97.5
	そ の 他 諸 国	391,825	103.2	2,593	96.1	158	92.0
	全 世 界	4,699,174	102.3	31,102	95.2	2,307	97.9
	換 算 レート	151.09 円/ ^{ドル}					

出所：財務省貿易統計(確々報値) (注)：前年比は%

2024 年 繊維製品・主要供給国をみると上位 10 ヶ国は、1 位中国（円金額前年比 99.2%、数量前年比 97.3%）が、数量、金額共に減少した。以下、円金額ベースでの輸入国順位は（2 位）ベトナム、（3 位）バングラデシュ、（4 位）カンボジア、（5 位）イタリア、（6 位）ミャンマー、（7 位）インドネシア、（8 位）タイ、（9 位）インド、（10 位）台湾となった。

輸入相手国第 1 位の中国は、不動産市場の低迷による消費減退、若年失業率の上昇、米国の対中関税引き上げへの警戒といったマイナス要因により、輸入がわずかに減少した。輸入相手国第 2 位のベトナム、第 3 位のバングラデシュ及び第 4 位のカンボジアなどは、サプライチェーンの再構築や中国のマイナス要因を補完する形で輸入が増加した。また、第 6 位のミャンマーでは、軍事クーデター以降の継続的な紛争や慢性的な人手不足が繊維を含む主要産業に大きな影響を及ぼし、経済成長が停滞する中、日本企業は先行き不透明感を抱えながらも、ワーカーの賃金や通貨安、縫製技術の評価を背景に輸入を継続した。

中国での生産諸コストの上昇や米中貿易摩擦・人権問題等の回避などにおけるサプライチェーンの見直し、アセアン諸国との経済連携協定（EPA）制度や LDC 特惠制度などの適用によるコスト削減を理由に、中国からアセアン諸国に生産地をシフトする動きが依然として続いており、ベトナムを中心としたアセアン諸国からの輸入シェアが伸びている。

この繊維製品輸入の背景を考えると、第一には海外と日本の生産コストの差が主たる要因であるが、同時に海外生産で、現地や第 3 国間で原材料の供給が可能となっており、それらの品質が向上していることや、多品種・小ロット、短納期など日本市場で求められる条件に対応できるようになったことが要因としてあげられる。2022 年 1 月に発効した「地域的な包括的経済連携（RCEP）協定」は、中国からの日本の輸入において、衣類については関税が段階的に削減され 16 年目からゼロとなるステージングが設定されている中で、アセアン諸国においては衣類の原産地規則は緩和された印象で、中国からアセアン諸国への原材料の供給が加速すると見込まれるが、米中貿易摩擦・人権問題などによりサプライチェーンにおける供給への制約が懸念され、日本国内の在庫管理など環境負荷への取り組みも繊維製品輸入へ影響を与えた。

2. 我が国の輸入を支える貿易制度

これら輸入を支える我が国の貿易制度として（1）加工再輸入減税制度（関税暫定措置法第 8 条、通称「暫 8」）、（2）経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）等の関税暫定措置法に基づく特惠関税輸入制度が挙げられる。

（1）加工再輸入減税制度（関税暫定措置法第 8 条、通称「暫 8」）

加工再輸入減税制度（関税暫定措置法第 8 条第 1 項、通称「暫 8」）は、我が国から加工又は組立のために輸出された貨物を原材料とした製品が、その原材料の輸出許可の日から原則として 1 年以内に輸入される場合にその製品に課される関税のうち原材料相当分を軽減する制度である。

この暫 8 活用の主要国は中国であり、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の発効によって、暫 8 よりも関税メリットが期待されたところである。しかしながら、RCEP を適用し中国から輸入する場合、関税が段階的に削減され、糸類や織物類の大半が 11 年目に撤廃、衣類の大半は 16 年目に撤廃されることとなっており、時限立法である暫 8 の適用期限の数次にわたる延長が必要と考えられ、現時点では令和 8 年 3 月 31 日まで暫 8 の適用が認められている。

（2）関税暫定措置法に基づく特惠関税輸入制度

①特別特惠関税の延長措置

関税暫定措置法第 8 条第 2 項「特惠関税等」の規定もと、現在、バングラデシュからの繊維品の輸入については、原産地規則を満たすことで、後発開発途上国（LDC : Least Developed Country）を対象とした特別特惠関税（LDC 特惠関税）を適用し、関税ゼロでの輸入が可能となっている。しかし、バングラデシュは 2026 年 11 月に LDC を卒業する予定であり、それに伴い LDC 特惠の対象外となる見込みである。これを受け、EPA の締結によって無関税・低関税を維持する

必要があることから、2024 年 3 月 12 日に日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府は、日・バングラデシュ経済連携協定（EPA）の交渉開始を表明し、2024 年度中に 4 回の交渉会合が開催された。

一方、WTO における、LDC 卒業後の円滑かつ持続可能な移行期間の提供を奨励する決定等を受け、日本では、従来 LDC 卒業から 1 年以内に LDC 特惠関税の適用が除外される場所、その適用期限を LDC 卒業から 3 年以内に延長する改正案が提出され、2025 年 3 月 31 日に告示・公布された。

②我が国の経済連携協定等の取組

我が国では EPA や FTA の整備が進められている。EPA では定められた原産地規則を満たす場合に、当該輸入国での関税がゼロもしくは低減される制度で、繊維品輸入での活用が進んでいる。外務省によると 2025 年 3 月現在で、我が国が締結している発効済・署名済の EPA / FTA は 21 の国と地域（シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN 全体、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル、TPP12（署名済）、TPP11、EU、米国、英国、RCEP）で、交渉中が 6 つの国と地域（トルコ、コロンビア、日中韓、バングラデシュ、GCC、UAE）となっている。

Ⅱ. 主要繊維製品の輸入状況

1. 糸 類

(1) 生糸・絹糸

実需者への生糸の関税割当制度は農林水産省令により、国内産業の保護の観点から継続されている。財務省統計によると、2024 年は中国・ブラジル等からの生糸輸入数量は 167 トン、前年比 94%、輸入金額が 1,849 百万円で前年比は 106.8%となった。内訳として、輸入数量は中国が 116 トン、101.4%、輸入金額は 1,235 百万円、113.3%、同様にブラジルは 51 トン、85.6%、610 百万円、100.1%であった。

また絹糸は、洋装用及び生糸代替用撚糸輸入が主流であった。2024 年の絹糸輸入数量は 604 トン、前年比 81.5%、輸入金額は 5,933 百万円、前年比 93.8%となり、輸入数量、輸入金額とも減少した。内訳として、輸入数量は中国 421 トン、82%、輸入金額は 3,926 百万円、95.1%、同様にベトナムは 146 トン、92.3%、1,633 百万円、104.2%、タイは 13 トン、57.1%、80 百万円、49.4%、ブラジルは 19 トン、50.8%、260 百万円、60.7%、インドは 5 トン、50.2%、18 百万円、56.6%であった。

(2) 毛 糸

2024 年の毛糸の輸入は、数量が前年比 40.9%の減少、金額も 36.3%の大幅減となり、数量および金額ともに 2022 年と 2023 年の増加から 3 年ぶりに減少した。ウール離れや在庫調整、海外への生産シフトなどにより、多くの主要用途で苦戦している。

糸種別では、紡毛糸が 2022 年の大幅増から一転減少した 2023 年に続き減少し、数量で 55.4%減、金額も 44%の大幅減。2023 年上期までの好調の反動が顕著となった。一方、大宗を占める梳毛糸も紳士のフォーマル向けが 2022～2023 年の増加の反動もあり在庫調整局面に入り、婦人向けは景気が冷え込む中国が日本向けの注文を積極的に受け国内の注文が減ったことから、数量が 36.8%減と 3 年ぶりに減少、金額も 34.1%減と 3 年ぶりに減少した。

供給国別に数量で見ると、輸入量の 5 割弱を占める第 1 位の中国が 33.6%の減少。更に、第 2 位のタイも 41.5%減、第 3 位のインドも 47.5%減、第 4 位の台湾も 53.2%減少した他、ベトナムやマレーシア、イタリアも減少した。

(3) 綿 糸

2024 年の綿糸の輸入は、数量で 38,247 トン、前年比 96%、金額は 23,879 百万円、前年比 93.1%となり 3 年連続減少となった。原材料やエネルギー費の高騰などによる国内での製造コスト高による買い控えや安価で納期が読みやすい繊維製品が海外から入ってきていることで、国内での綿糸の需要は不振が続いている。国別ではインドネシアが 9,354 トン、84.7%、4,994 百万円、

85.6%、ベトナムが 9,030 トン、100.7%、4,791 百万円、104%、パキスタンが 8,805 トン、107.9%、4,008 百万円、103.4%、インドが 5,289 トン、89.8%、4,807 百万円、83.7%、中国が 2,864 トン、115.3%、2,722 百万円、112.7%となった。

(4) 人織糸

人織長糸は、ポリエステル、ナイロン、スパンディクス（ポリウレタン）類および不織布用のポリプロピレンを中心に数量で 164,250 トン、前年比 98.2%、金額では 77,677 百万円、前年比 103.4%となった。国別では中国が 55,835 トン、108.3%、26,490 百万円、106.4%、台湾が 33,701 トン、97.5%、15,725 百万円、108.5%、ベトナムが 21,656 トン、96.7%、7,120 百万円、90.8%、タイが 16,154 トン、87.5%、8,902 百万円、97.1%、インドネシアが 14,294 トン、89.2%、5,672 百万円、91.3%、韓国が 8,387 トン、81.8%、3,406 百万円、84.8%となった。

人織短糸は、T/C、T/R、アクリル類を中心に数量で 26,525 トン、前年比 87.9%、金額で 16,211 百万円、前年比 88.2%となった。国別ではインドネシアが 13,937 トン、85.7%、6,577 百万円、88.6%、中国が 5,183 トン、82.1%、4,914 百万円、85%、ベトナムが 3,810 トン、116.6%、1,543 百万円、110.2%、インドが 1,402 トン、85.4%、927 百万円、85.4%、タイが 1,034 トン、73.2%、669 百万円、64.1%となった。

2. 織物類

(1) 絹織物

絹織物は国内市場の低迷をはじめ、コロナ禍以降染色工場や精練工場などの廃業が相次いでおり供給も減少している。さらに、機屋の高齢化によりさらに深刻な状況が続いている中、絹織物を輸入して国内で加工するのではなく絹製品に加工してから輸入する流れが加わり 2 年連続の減少となった。数量が 2,307 千 SM、前年比 91.7%、金額では 3,865 百万円、前年比 94.6%となった。国別では中国が 1,137 千 SM、87.6%、1,471 百万円、91.8%、ベトナムが 986 千 SM、94.2%、1,646 百万円、93.1%、イタリアが 87 千 SM、89.2%、472 百万円、100.0%、インドは 42 千 SM、141%、111 百万円、152.3%となった。

(2) 毛織物

2024 年の毛織物の輸入は、数量が前年比 29.2%減、金額も 23.4%減少し、数量が 2 年連続増加した 2023 年から 3 年ぶりに減少、金額も同じく 2 年連続増加した前年から 3 年ぶりに減少した。ウール離れが進み、ポリエステル繊維との混紡や合繊 100%に置き換わるなど、ウールの使用頻度が減少しつつある。

内訳は、紡毛織物が数量で 32.7%減と 3 年連続の減少から増加に転じた 2023 年から再び減少し、金額も同 24.4%減と 2 年連続の増加から減少に転じた。また、主力の梳毛織物も数量が 28.8%減と 2 年連続増加した 2023 年から減少に転じ、金額も 23.3%減と前年、前々年の増加から減少となった。

国別に見ると、数量では輸入相手国第1位の中国が数量で同25.9%減、金額も17.7%減少。また、第2位のイタリアも数量で35.6%減、金額も28.3%減少したが、金額では12年連続で第1位となった。次いで、第3位のイギリスも数量が19.0%減、金額も9.3%減少し、数量、金額ともに3年ぶりに減少した。この他では、韓国とインド、トルコも数量、金額ともに減少するなど主要国からの輸入が軒並み減少した。

(3) 綿織物

綿織物は、原料高やエネルギー費などの製造コスト高や物流コスト高の影響を受け厳しい状況が続く中、価格面などから合繊へのシフトも進んでおり、国内需要が上向く要因が見当たらず低迷が続いている。また、中国をはじめとした格安な海外製品を輸入する流れが加速していることを受け織物輸入が減少し、数量で141,701千SM、前年比90.8%、金額で22,622百万円、前年比93.9%となった。国別では中国が61,683千SM、93.4%、8,929百万円、98.8%と減少した。アセアン諸国では、パキスタンが34,200千SM、79.1%、3,420百万円85.4%、タイが4,533千SM、80.9%、841百万円、77.7%と大きく減少した。インドネシアは28,678千SM、97.8%、3,405百万円、91.7%の微減。一方、インドが4,798千SM、155.7%、772百万円、120%、ベトナムが2,813千SM、141.7%、865百万円、138.4%と数量・金額ともに大きく増加した。

(4) 人織織物

人織長織物は、衣類、インテリア類、産業資材類等の多岐用途に供されるが、自動車用途は、自動車関連素材がメーカーの不正問題で落ち込んだ。また、北陸産地では人手不足による生産能力の低下が懸念されているという状況ではあるが、数量で385,569千SM、前年比101.5%、金額で42,814百万円、前年比108.5%となった。国別では中国が204,226千SM、103.6%、16,365百万円、111.8%、韓国が40,554千SM、102.3%、6,069百万円、118.3%、インドネシアが51,737千SM、99.7%、6,248百万円、102.5%、ベトナムが24,505千SM、115.2%、2,142百万円、124.4%、マレーシアが24,355千SM、111.4%、1,940百万円、118.6%、台湾が20,636千SM、85.1%、3,409百万円、88.7%となった。

人織短織物は、数量で192,330千SM、前年比88.2%、金額では20,442百万円、前年比88.5%となった。国別ではインドネシアが115,160千SM、84.6%、7,881百万円、86.2%、中国が49,403千SM、94.6%、6,549百万円、84.8%、タイが10,325千SM、70.9%、1,324百万円、70.9%、マレーシアが8,824千SM、116.3%、1,443百万円、127.5%となった。

3. 衣 類

2024年の衣類輸入額は、ニット製衣類、布帛製衣類、その他衣類・付属品類合計で、3兆5,538億円、前年比3.3%の増加となり、4年連続で増加した。なお、対米ドルでの円安からドルベースでは235億ドルと3.6%減少し、2023年に続き2年連続で減少した。また、数量

(トン) は 2.2%減と 2 年続けて減少した。2020 年以降の新型コロナウイルス感染拡大による制約がほぼ緩和され各種イベントや国内外への旅行による需要増も一巡し、また、大量生産・大量廃棄に対する環境負荷への意識変化から供給の見直し、更には食料米や野菜の価格高騰による節約指向、温暖化によるシーズン MD の見直しなどで衣類輸入が抑制された。

首位中国のシェアは、衣類合計数量 (トン) が 56.9% (1.8 割減)、金額では 49.4% (2.3 割減)と 50%を下回った。数量のシェアが 2007 年 (91.7%) をピークに減少していたところ、2021 年は 14 年ぶりに増加に転じたものの再び 2022 年から 3 年連続で減少、また、金額も 2009 年 (84.0%) をピークに減少し、2021 年は 12 年ぶりに増加に転じたが 2022 年から 3 年連続でシェアを落とした。

人件費をはじめとする中国でのコスト上昇や高付加価値産業への転換もあり、中国生産からアセアン諸国等との EPA など特惠関税制度を活用した輸入へのシフトが続き、アセアンからは 2005 年以降は概ね毎年シェアが上昇 (数量 4.9%→33.2%、金額 5.6%→34.2%) するなど「チャイナ・プラスワン」が継続している。2021 年こそベトナムをはじめとするアセアン地域でのロックダウンやミャンマーの政変などで生産地を中国に戻す動きが見られたが、2022 年以降は再び米中経済摩擦によるチャイナリスクの回避などからアセアンやバングラデシュへシフトが続いている。しかし、品質や納期、小ロット対応での優位性から中国生産は一定程度維持される見込みである。

また、EU の金額シェア (6.6%) は、前年から 0.5 割増加。百貨店など高級ブランド品の売り上げは株高やインバウンド需要が牽引し堅調であるものの、ブランド間での濃淡が生じている。

2024 年の衣料品販売は、2020 年の新型コロナウイルス感染拡大による外出制限などの規制がほぼ緩和されて以降リベンジ消費も一巡し、物価高も手伝って力強さを欠いた。日本百貨店協会の発表によれば、全国の百貨店における衣料品売上高は 6.2%増の 1 兆 5,432 億円と 4 年連続で増加した。婦人服は 8.5%増の 1 兆 730 億円だが、ピークだった 1998 年の 2 兆 2,751 億円と比べると半減した。一方、消費行動の変化により、スマートフォンなどモバイル端末による EC (電子商取引) 市場は拡大しているものの成長率はやや緩やかとなり、「リアル店舗」の価値を見直す声も多く聞かれる。

(以下、主な販路別特徴)

- ショッピングセンター (SC) の既存店売上高は館内・近隣イベントの開催、大都市を中心に円安の影響でインバウンド客の来館が増えたことにより 2023 年比で 5.8%増 (日本ショッピングセンター協会) となった。また、市場規模で百貨店や量販店合計を上回る専門店は、「ファッション業種は、プロパー商品やジャストニーズの商品を展開できた店舗が好調で、また、猛暑が続き夏物商材が長期間稼働」した。
- 基本的に店舗を持たないネット通販サイト「SHEIN」など EC (電子商取引) が引き続き伸長。スマートフォン等を利用したオムニチャネル化 (店舗とネットの融合・統合戦略) が拡大。AI (人工知能) やウェアラブル IoT (モノのインターネット) を導入した様々な新サービスにより接客・販売手法が変化している。
- メルカリに代表される二次流通 (リユース) 市場の拡大やサブスクリプション等の定額制

レンタルサービスなどシェアリングエコノミーの定着化。環境負荷への配慮などサステイナブルな生活様式に対応した古着市場やリペア（修理・修繕）サービスが伸展。

4. 二次製品

(1) 敷物類

財務省統計によるじゅうたん類の輸入状況は、2024 年の輸入数量が前年比 96.5%の 77,633 千 SM、輸入金額は前年比 97.9%で 97,110 百万円という結果であった。

国土交通省住宅着工統計によると、2024 年新設住宅着工数は、持家、貸家及び分譲住宅の全てが減少したため、全体では前年比 96.6%の 79.2 万戸となり 2 年連続の減少となった。更に、国土交通省建築物着工統計によると、民間非居住者用建築物は、2024 年は、オフィスの着工が増加したものの、店舗、工場及び倉庫の着工が減少したため、全体の着工床面積は前年比 11.1%減少の 3,507 万㎡と 3 年連続の減少となった。

また、日本自動車販売協会連合会と全国軽自動車協会連合会が纏めた新車販売数は、2023 年は 13.7%増の 478 万台となり 2018 年以来 5 年ぶりの増加となった。しかし、2024 年は、物価 やエネルギー価格の高騰が続くなか、個人消費の本格的な回復には至らず、更に認証不正問題の影響で一部の車種で生産・供給が滞ったこともあり、販売台数は前年比 7.5%減の 442 万台となり、再び減少に転じた。

以上から、2024 年じゅうたん類関連の国内市場状況は、自動車向け需要の減少に加え、貸家、分譲住宅は物価や住宅価格の上昇が消費者の住宅取得意欲を冷やしたことによりじゅうたん類への需要が全体的に減少したことに加え、物価高騰により買い控えや購買意欲の低下、廉価品への切り替えなどが見られ、数量、金額ともに減少となった。

(2) インテリア用品

財務省統計によるインテリア用品の輸入は、円安による輸入商材の上昇、物流の「2024 年問題」に伴うコスト増加、更に労務費や製造原料費の上昇が続くなか、商量が減少する一方で価格転嫁が十分に追いついていない状況にある。しかしながら、医療施設向けや文教施設向けの需要が比較的堅調だったことから、数量ベースで前年比 97.4%の 148,295 トン、輸入金額が 99.9%の 203,704 百万円となった。インテリア用品の内訳は、タオル製品が数量ベースで 42%を占め、カーテン・ブラインドが 16%、毛布・ひざ掛けが 14%、室内用品が 5%と、大きく 4 つのカテゴリーに分類される。タオル製品は、数量ベースで前年比 97.3%の 62,020 トン、輸入金額は前年比 100.4%の 81,385 百万円、カーテン・ブラインドは、数量ベースで 95.2%の 23,976 トン、輸入金額で 99.9%の 32,622 百万円、毛布・ひざ掛けは、数量ベースで 91.8%の 20,996 トン、輸入金額で 88.7%の 26,119 百万円、室内用品は、数量ベースで 90.5%の 8,065 トン、輸入金額で 92.9%の 15,082 百万円となった。

繊維輸入総括表(2024年1～12月)

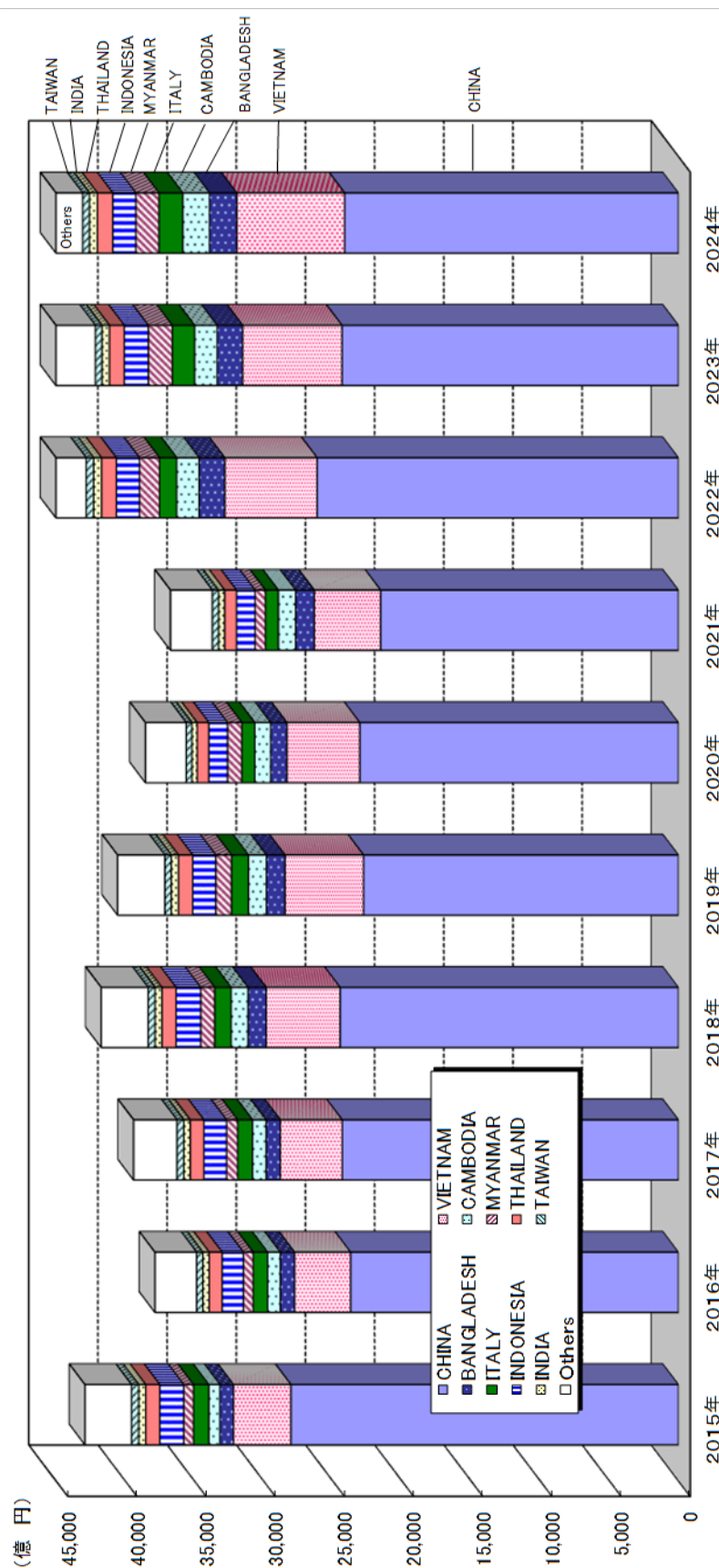
日本繊維輸入組合

		数 量	前年対比	金 額 (百万円)	前年対比
< 糸 類 >					
絹 糸	トン	604	81.5	5,933	93.8
毛 糸	トン	2,986	59.1	9,341	63.7
綿 糸	トン	38,247	96.0	23,879	93.1
人織(長)糸	トン	164,250	98.2	77,677	103.4
人織(短)糸	トン	26,525	87.9	16,211	88.2
その他糸	トン	3,100	99.4	3,246	100.7
(糸 類 計)	トン	235,713	95.7	136,288	95.0
< 織 物 >					
絹 織 物	千SM	2,307	91.7	3,865	94.6
毛 織 物	千SM	8,226	70.8	13,917	76.6
綿 織 物	千SM	141,701	90.8	22,622	93.9
黄 麻 織 物	千SM	5,779	90.2	439	96.2
人 織 織 物	千SM	577,916	96.7	63,257	101.1
(人織(長)織物)	千SM	(385,586)	(101.5)	(42,814)	(108.5)
(人織(短)織物)	千SM	(192,330)	(88.2)	(20,443)	(88.5)
ニット生地	トン	14,103	97.5	15,687	98.5
その他織物	トン	278,790	101.9	145,141	105.0
(織 物 計)	トン	385,312	100.0	264,927	100.5
< 衣 類 >					
ニット製衣類	千PC	2,267,418	102.7	1,595,770	106.3
ニット製外衣	千PC	(1,377,339)	(101.4)	(1,272,983)	(105.5)
ニット製下着	千PC	(890,079)	(104.9)	(322,788)	(109.6)
布帛製衣類	千PC	1,085,844	93.3	1,491,939	101.2
布帛製外衣	千PC	(964,671)	(92.6)	(1,365,615)	(100.8)
布帛製下着	千PC	(121,173)	(99.3)	(126,324)	(106.7)
その他衣類	トン	140,537	97.5	466,138	100.4
(衣 類 計)	トン	942,291	97.8	3,553,848	103.3
< 二 次 製 品 >					
じゅうたん類	千SM	77,633	96.5	79,020	99.3
インテリア用品	トン	148,295	97.4	203,704	99.9
その他二次製品	トン	498,021	97.8	461,387	99.0
(二 次 製 品 計)	トン	743,427	97.7	744,111	99.3
繊 維 製 品 計	トン	2,306,743	97.9	4,699,174	102.3
ゴム、毛皮、皮革製衣類及び製品	トン	77,632	110.8	123,347	111.7
繊維原料 計	トン	254,357	105.1	87,646	103.5
(繭・生糸計)	トン	(305)	(101.5)	(2,461)	(108.7)
繊 維 総 計	トン	2,638,731	98.9	4,910,167	102.5

出所:財務省貿易統計(確々報値)

繊維製品・主要国別 輸入の推移

TEXTILE PRODUCTS



	2015年		2016年		2017年		2018年		2019年		2020年		2021年		2022年		2023年		2024年	
	100万円	Share	100万円	Share	100万円	Share	100万円	Share	100万円	Share	100万円	Share	100万円	Share	100万円	Share	100万円	Share	100万円	Share
CHINA	2,802,231	65.3	2,371,236	62.6	2,431,458	61.7	2,446,911	58.6	2,277,575	56.2	2,304,589	59.8	2,154,069	58.7	2,433,147	53.0	2,413,816	51.4		
	415,103	9.7	404,031	10.7	447,440	11.4	533,995	12.8	567,386	14.0	526,773	13.7	479,084	13.0	718,231	15.6	779,693	16.6		
VIETNAM	98,403	2.3	103,945	2.7	102,779	2.6	131,481	3.2	134,895	3.3	117,537	3.0	135,115	3.7	185,863	4.0	184,326	4.0	197,008	4.2
BANGLADESH	80,018	1.9	91,220	2.4	98,287	2.5	122,207	2.9	129,392	3.2	114,685	3.0	124,602	3.4	162,016	3.5	162,488	3.5	193,466	4.1
CAMBODIA	110,891	2.6	104,428	2.8	107,666	2.7	118,562	2.9	122,354	3.0	93,384	2.4	93,480	2.6	124,069	2.7	161,642	3.5	172,052	3.7
ITALY																				
MYANMAR	70,469	1.6	70,685	1.9	80,280	2.0	101,045	2.4	113,430	2.8	103,254	2.7	74,733	2.0	144,434	3.1	173,232	3.8	166,928	3.6
INDONESIA	173,344	4.0	153,679	4.1	163,808	4.2	178,748	4.3	167,283	4.1	135,348	3.5	134,627	3.7	167,898	3.6	174,028	3.8	166,904	3.5
THAILAND	101,498	2.4	93,394	2.5	98,345	2.5	101,463	2.4	103,149	2.6	84,488	2.2	85,486	2.3	107,147	2.3	106,761	2.3	111,371	2.4
INDIA	50,626	1.2	45,914	1.2	46,200	1.2	49,808	1.2	51,992	1.3	38,062	1.0	44,019	1.2	56,624	1.2	54,422	1.2	58,000	1.2
TAIWAN	52,326	1.2	45,300	1.2	49,993	1.3	50,318	1.2	45,943	1.1	41,298	1.1	45,170	1.2	54,002	1.2	47,385	1.0	48,111	1.0
Others	335,878	7.8	300,935	7.9	312,847	7.9	338,873	8.1	341,590	8.4	294,242	7.6	302,123	8.2	357,887	7.7	379,707	8.3	391,825	8.3
TOTAL	4,290,787	100	3,784,767	100	3,939,103	100	4,173,411	100	4,054,989	100	3,853,660	100	3,672,508	100	4,639,940	100	4,595,369	100	4,699,174	100

2024年1-12月(権々報値) 金額ベースによる上位10か国

出所: 財務省貿易統計

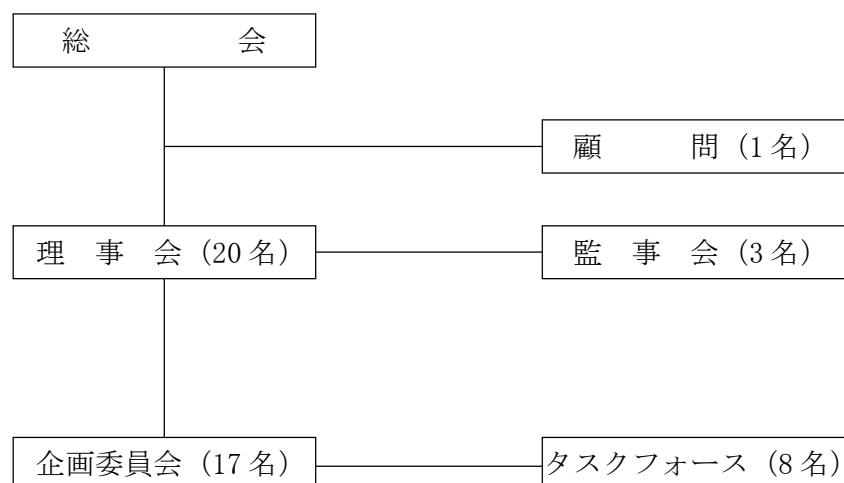
第二 組合員の異動及び機構等

2025 年 3 月 31 日現在

I. 組合員の異動

年度初頭組合員数	年度中の異動			年度末 組合員数
	加 入	脱 退	合 併	
正組合員数 37		1		36
支店組合員数 12				12

II. 機 構



部 会	正	支	計	商品・市場・制度別委員会
原 料 ・ 織 物 部 会	31	12	43	繊維資材委員会 (10 名)
				絹分科会 (4 名)
製 品 部 会	30	8	38	アパレル委員会 (16 名)
				アジア州分科会 (13 名)
				ホームテキスタイル委員会 (7 名)
通 商 ・ 制 度 部 会	36	12	48	CSR 委員会 (11 名)
				ロジスティクス委員会 (13 名)

Ⅲ. 役 員

(敬称略)※印:員外理事

(2024 年 5 月 29 日(水) 第 61 回通常総会選任)

	氏 名	社 名	役 職 名
理 事 長	武内 秀人	伊藤忠商事株式会社	執行役員 繊維カンパニープレジデント
副理事長	三村 剛	伊藤忠商事株式会社	執行役員 ファッションアパレル部門長
副理事長	岩佐 彰久	丸紅株式会社	ライフスタイル事業部長
副理事長	山田 雅浩	三井物産株式会社	ブランド&リテール事業部部長
副理事長	木原 伸一	MN インターファッション株式会社	代表取締役社長
副理事長	西田 吉彦	西田通商株式会社	代表取締役
副理事長	中村 靖明	双日株式会社	双日インフィニティ㈱代表取締役社長
副理事長	福谷 将彰	帝人フロンティア株式会社	執行役員 衣料製品第一本部長
副理事長	丹原久美子	豊田通商株式会社	繊維事業部長
副理事長	八木 雄三	八木通商株式会社	代表取締役社長
※専務理事	森 昇	事務局	専務理事
※常務理事	竹内 友幸	事務局	常務理事 兼 大阪事務所長
理 事	速水 隆夫	株式会社チクマ	海外販売部 部長
理 事	芦田 尚彦	蝶理株式会社	上席執行役員 製品事業部長
理 事	森田 雅彦	株式会社 GSI クレオス	執行役員 マテリアル部 部長
理 事	伊藤 勝信	興和株式会社	生活関連事業部 営業第三部 部長
理 事	勝又 貞行	野村貿易株式会社	執行役員 ライフ部門長
理 事	藤原 清朋	田村駒株式会社	取締役 第 3 事業部長
理 事	豊島 半七	豊島株式会社	代表取締役社長
理 事	神谷 典宏	事務局	理事
監 事	俣野 太一	日織商工株式会社	代表取締役社長
監 事	井ノ上 明	三共生興株式会社	代表取締役社長 CEO
監 事	奥村 政博	東光商事株式会社	監査役

第三 事業の概要

当組合事業は、輸出入取引法に基づき、経済産業省の認可によって設立された公共的な性格を持つ非営利団体として、繊維品輸入取引の秩序を確立し、繊維品貿易の健全な発展及び組合員共通の利益を増進することを目的に、各委員会を中心とした事業計画に基づき企画委員会、理事会と審議を経て事業を実施した。

コロナ禍の4年間に定着したオンラインによるハイブリットの委員会、セミナー及び研修会やオンデマンド配信によるセミナーの実施、また、現地に赴き視察等の研修を行う実地研修の実施など、会議参加者の委員や受講者の方々のご意見、要望等お伺いしつつ利便性を重視しながら開催した。なお、組合員からの要請もあり、今年度より新年賀詞交歓会については東京および大阪での開催とした。

本年度における主たる事業活動の概要は以下のとおりである。

1. 輸入の秩序化と活性化に資するための情報収集、また、組合員及び関係当局等へ情報提供を行い、相互に意見交換、意思疎通を進めた。
2. 日バングラデシュ EPA に向けた共同研究に向けての日本繊維産業連盟の基本スタンスに関し意見・要望した。(P.20、24、38、44)
3. 各商品別委員会、地域別・機能別委員会は各々の所管事業に関する活動を行った。(P.18)
4. 財務省・税関原産地センターによる「経済連携協定（EPA）原産地規則セミナー（繊維製品輸入を中心に）（実務者向け）」や税関 AEO センターによる「AEO 制度のご紹介」などを開催し、組合員企業の実務担当者の知識を深め業務効率化に寄与した。(P.32)
5. 税関講師「貿易実務研修会」、専門家講師「貿易実務の基礎研修会」、及び検査機関講師「繊維の基礎知識」、また、インテリア関連のセミナーなど、組合員新入社員向け各種研修会を実施し、組合員企業の人材育成に寄与した。その他組合員の関心の高い事項について各種セミナーを開催した。尚、今回の研修会、セミナーは、オンライン及びオンデマンド配信も行った。(P.27)
6. 繊維貿易情報センターでは、中国、アセアン諸国を中心に情報収集に努め、「中国情報」「ベトナム情報」を中心に各種情報のメール配信を行った。(P.24)

7. 日本繊維輸出組合、(一社) テキスタイル倶楽部との合同事業として、上海駐在の組合員企業間の情報交換を目的に設置している上海分会に、情報配信等を行った。(P.34)
8. 日本繊維輸出組合との合同事業として組合員のベトナム駐在企業相互の情報交換と交流を促進し、また、必要に応じてベトナム現地（ハノイ／ホーチミン）での各社に共通する問題の情報交換やその対応等を検討するベトナム分会を前年度に続き設置し、セミナーを行った。また、組合員企業並びにその関連企業のベトナム人スタッフを対象としたセミナーも開催した。(P.35)
9. 中国、ベトナム、タイ、台湾、イタリア、英国、インド、バングラデシュ、トルコ、パキスタン、エジプトなど海外関係機関及び国内関係機関との交流促進や、これらの機関が実施する我が国での展示商談会の後援を行った。(P.24、26、32)
10. 「組合運営に関するタスクフォース」を開催し、①組合の中期収支見通し、②次年度の組合賦課金、③次年度の事業計画、等について検討を行い、結果を企画委員会に提言した。(P.22)
11. 通関情報処理システムの組合員の輸出入情報を代行処理し、当組合ホームページ内で組合員が閲覧可能な自社分の日次の輸出入データの情報提供を行った。(P.43)
12. 「繊維輸入統計年報」、その他各種統計資料を作成し、輸入組合のホームページに掲示し、組合員への情報提供を行った。(P.42、43)
13. 日本繊維産業連盟や日本貿易会等の国内関係諸機関、諸団体事業への協力を行った。(P.37、40)

第四 総会・理事会・監事会

I. 総 会

第 61 回通常総会

日 時：2024 年 5 月 29 日（水）16 時 30 分～17 時 20 分

場 所：東京會館 7 階「マグノリア」（東京都千代田区丸の内 3-2-1）

議 長：林理事長

議 案：第 1 号議案 2023 年度 第 61 期事業報告書及び財産目録、貸借対照表、損益計算書、
剰余金処分、各案承認に関する件

第 2 号議案 2024 年度 第 62 期事業計画書及び収支予算書、各案承認に関する件

第 3 号議案 「賦課金に関する規約(据置)」の承認に関する件

第 4 号議案 「任期満了に伴う役員改選」に関する件

以上が審議され、承認された。

II. 理 事 会

第 380 回 理事会

日 時：2024 年 5 月 15 日（水）

場 所：東京事務所 4 階「会議室」

議 案：第 1 号議案 2023 年度第 61 期事業報告書並びに財産目録、貸借対照表、損益計算書、
剰余金処分、各案承認に関する件

第 2 号議案 2024 年度 第 62 期事業計画書並びに収支予算書、各案承認に関する件

第 3 号議案 「賦課金に関する規約(据置)」の承認に関する件

第 4 号議案 「委員会事業（案）」の承認に関する件

第 5 号議案 「任期満了に伴う次期役員候補者の推薦（案）」の承認に関する件

第 6 号議案 「各委員会の委員選出（案）」の承認に関する件

第 7 号議案 「第 61 回通常総会の開催日時及び場所(案)」の承認に関する件

第 8 号議案 その他（報告事項など）

第 381 回 理事会

(輸出組合 第 73 回理事会との合同開催)

日 時：2024 年 5 月 29 日（水）17 時 20 分～17 時 30 分

場 所：東京會館 7 階「アイリス」（東京都千代田区丸の内 3-2-1）

議 長：武内理事長

議 案：1. 理事長及び理事長代行、副理事長、専務理事、常務理事、顧問の選任に関する件
2. 参事 1 名及び会計主任 1 名選任の件

Ⅲ. 監 事 会

日 時：2024 年 4 月 19 日（金）

場 所：大阪事務所

2023 年度（令和 5 年度）収支計算書等決算書に係る会計監査等が行われた。

第五 企画委員会及び商品・市場・制度別委員会等

I. 企画委員会

企画委員会は、組合事業運営に関する諸事項や、商品別、市場別、機能別の各委員会・分科会、また、組合運営に関するタスクフォースから、それぞれ提議された重要事項について審議し、理事会に付議した。

委員会（第 197～198 回）、議題・審議事項

1. 第 197 回

- (1) 2023 年度 第 61 期事業報告書及び財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分、各案承認に関する件
- (2) 2024 年度 第 62 期事業計画書及び収支予算書、各案承認に関する件
- (3) 定款の一部変更について
- (4) その他

2. 第 198 回（輸出組合 2024 年度第 2 回企画委員会との合同開催）

- (1) 最近の通商動向等について
ご説明：経済産業省 製造産業局 生活製品課 課長補佐 檜垣 理沙 様
- (2) 「組合運営に関するタスクフォース」での検討結果について
- (3) 2025 年の繊維製品輸入見通し(案)について
- (4) 各委員会等による事業計画(案)について
- (5) 2025 年の繊維製品輸出見通し(案)について（輸出組合議題）
- (6) その他
 - ・事務局に係わる就業規則等の改訂について
 - ・バングラデシュの LDC 卒業および E P A 交渉の動向について

II. 繊維資材委員会

委員会（第 27 回）、議事内容、事業活動

（輸出組合 第 1 回原料資材委員会との合同開催）

- (1) 「リサイクル綿糸の JIS 開発事業の概要」について
ご説明：日本紡績協会 十六原 隆 様
- (2) 2025 年（スフ綿、合繊綿、人絹糸、化合繊長・短糸、その他糸、不織布）の輸出見通し策定について（輸出組合議題）

- (3) 2025 年（綿糸、化合繊維長・短糸、綿織物、化合繊維長・短織物）の輸入見通し策定について
- (4) 各社の取引（営業）状況等について
- (5) その他（報告事項）
- バングラデシュ等の LDC 卒業勧告を巡る動向について

※ 絹分科会

委員会（第 67 回）

- (1) 輸入見通し策定について
- (2) 内外のシルク業界の動向について
- (3) 委員会の運営と委員会事業の検討
- (4) 京丹後市 シルク産業活性化について

京丹後での取り組み

京丹後市 商工観光部 商工振興課 係長 岡崎様
友松様

京丹後が関わるシルクの取引市場の観点から

Insect Resources Technology, Inc. 清水様

- (5) その他（報告事項・情報交換など）

Ⅲ. アパレル委員会

委員会（第113回）、議事内容、事業活動（輸出組合との合同開催）

- (1) トランプ米大統領が与える産業影響
講師：三井住友銀行 企業調査部 部長代理 坂本 崇寅 様
- (2) 委員長の選任について
- (3) バングラデシュの後発開発途上国（LDC）卒業勧告を巡る動向について
- (4) 2025 年のアパレル〔輸出/輸入〕見通し策定について
- (5) その他（報告事項、情報交換など）

※ アジア州分科会

委員会（第127回）、議事内容、事業活動

- (1) EPA やバングラデシュなど後発開発途上国（LDC）卒業勧告を巡る動向について
- (2) アセアン・中国事情について（情報交換）
- (3) 2024 年の中国アジア地域よりのアパレル輸入回顧と 2025 年見通しについて

IV. ホームテキスタイル委員会

委員会（第131～132回）、議事内容、事業活動

- (1) 2024年正副委員長選任について
- (2) 2025年じゅうたん類輸入見通し策定について
- (3) 「ファッションワールド東京（サステナブルファッション EXPO 秋）」について
 - ① 2024サステナブルファッション EXPO 秋への出展報告
 - ② 2022～2024年度 サステナブルファッション EXPO 秋出展の振り返り
- (4) 「インテリアファブリックス人材育成基礎講座」について
- (5) 各社の取引状況等について
- (6) その他（報告事項）
 - ・EPAやバングラデシュなど後発開発途上国（LDC）卒業勧告を巡る動向について

V. CSR委員会

委員会（第8回）、議事内容、事業活動（輸出組合との合同開催）

- (1) 委員の交代について
- (2) 「繊維・アパレル産業における環境配慮情報開示ガイドライン」について
ご説明：経済産業省 製造産業局 生活製品課 課長補佐 山田 公平 様
- (3) 「戦略的に環境情報開示を進めるためには」
ご説明：一般財団法人カケンテストセンター サステナビリティ経営推進部
次長 藤田一馬 様
- (4) 取扱い表示記号の改正動向について
- (5) その他（報告事項、情報交換など）
 - ① 技能実習法に基づく行政処分について
 - ② 『日本繊維輸出組合・日本繊維輸入組合 独占禁止法遵守ガイドライン（案）』制定について
 - ③ その他

VI. ロジスティクス委員会

1. 委員会議事内容、事業活動

- ・第121回委員会（輸出組合と合同開催）
第一部「税関における電子帳簿保存制度等に関する説明会」
講師：東京税関 調査部 特別関税調査官（調査開発担当）
東京税関 調査部 輸出総括部門

第二部 輸出入合同委員会

(1) 今年度委員会活動について

- ① バングラデシュ訪問ミッションについて
- ② 財務省関税局や税関等関係行政機関との意見交換について
- ③ その他

(2) 報告事項、情報交換・意見交換

- ① 各国との EPA 等交渉状況などの通商政策について
- ② 物流の 2024 年問題について
- ③ 貿易プラットフォームについて
- ④ 事後調査について
- ⑤ その他

(3) その他

・ 第 122 回委員会（輸出組合と合同開催）

(1) 物流の 2024 年問題について

- ① 「フェリー輸送によるモーダルシフトの推進について」（ご説明：関光汽船株式会社）
- ② 改正物流効率化法の施行に向けた取りまとめ案について

(2) 委員会活動について

- ① バングラデシュ訪問ミッションについて
- ② その他

(3) その他（情報共有、報告事項等）

- ① 各国との EPA 等交渉状況などの通商政策について
- ② 事後調査について
- ③ その他

・ 第 123 回委員会（輸出組合と合同開催）

(1) 大阪・関西万博の開催に向けた物流交通対策について

ご説明：大阪港湾局 計画整備部 振興課

(2) 次年度委員会活動について

- ① バングラデシュ訪問ミッションについて
- ② 港湾施設（ANA Cargo Base +）見学について
- ③ その他

(3) その他（情報共有・報告事項等）

- ① 各国との EPA 等交渉状況などの通商政策について
- ② 事後調査について
経済産業省による輸出安全保障貿易に関する事後調査について
- ③ その他

2. 関税制度等分科会(関西地区)(第25回)、議事内容、事業活動

(輸出組合との合同開催)

(1) 物流の2024年問題について

- ① 「フェリー輸送によるモーダルシフトの推進について」(ご説明：関光汽船株式会社)
- ② 改正物流効率化法の施行に向けた政府取りまとめ案について

(2) 報告事項、情報交換・意見交換

- ① EPA交渉等の通商政策について
- ② PFAS規制について
- ③ 事後調査について
- ④ その他

(3) その他

3. 経済産業省等関係当局への協力・対応及び要望提出等

- (1) 日バングラデシュ EPAをはじめ交渉中の EPA について、原産地規則の内容や非関税障壁などのビジネス環境整備に関する意見・要望等を取り纏め、経済産業省および日本繊維産業連盟に提出した。
- (2) EPAに基づく原産地証明書発給におけるトラブルの解消・未然防止に関する意見・要望等を経済産業省に提出した。
- (3) 日アセアン EPA および日ベトナム EPA の原産地基準に関する日本・ベトナム間での解釈および取扱いの相違について、統一見解の調整を経済産業省に要請した。
- (4) 経済産業省による、インドネシアの衣料品・アクセサリーに対するセーフガード措置の延長のための調査開始に伴う影響等の確認及び情報提供要請へ対応した。
- (5) 財務省関税局による、関税収入見通し策定に係る繊維品輸入動向等に関するヒアリングに対応した。
- (6) 経済産業省による、国境を越えた EC 取引に係る適正な課税（プラットフォーム課税）に関するヒアリング及び情報提供要請に対応した。
- (7) 経済産業省通商政策局経済連携課の「EPA 活用推進会議」に繊維産業界代表として継続参画した。

VII. 組合運営に関するタスクフォース

本機関は、①輸入組合の中期収支見通しのリバイス、②組合運営効率化、機能強化等の検討及び対応、③今後新たに事業強化すべき課題、等これらに関する検討と推進を目的に企画委員会の下部組織として設置されている。2024年度の主な活動内容は以下のとおり。

委員会（2024 年度第 1 回）、議事内容（輸出組合との合同開催）

- (1) 議長選出
- (2) 中期輸出入見通し等アンケート調査結果報告
- (3) 輸入組合の中期収支見通し、及び 2025 年度の賦課金率等について
- (4) 2025 年度委員会等事業計画に関する検討
- (5) 輸出組合の中期収支見通し、及び 2025 年度の賦課金率等について（輸出組合議題）
- (6) その他（報告事項など）

第六 事業関係

I. 2025 年（令和 7 年）新年賀詞交歓会

	関西地区	関東地区
開催日	2025 年 1 月 7 日（火）	2025 年 1 月 10 日（金）
会場	ホテル日航大阪	東京會館
年頭挨拶	三村 副理事長	武内 理事長
来賓祝辞	近畿経済産業局 森下国際部長 殿	経済産業省製造産業局 浦田審議官 殿
乾杯発声	日織商工(株) 俣野 監事（輸出組合理事）	丸紅(株) 岩佐 副理事長
司会	山本 企画委員長	山本企画委員長
出席者数	約 130 名	約 120 名

II. EPA/FTA 協議等への対応

1. 日・バングラデシュEPAに関する意見・要望等の提出

政府間での EPA 締結に向けた交渉会合がスタートしたことを受け、組合員企業にとって有意義な EPA とし、両国の繊維業界のさらなる発展につなげるため、原産地規則の内容や非関税障壁などのビジネス環境整備に関する意見・要望等を取り纏め、経済産業省および日本繊維産業連盟に提出した。

また、交渉中のその他 EPA について、日本繊維産業連盟・通商問題委員会に参画し、原産地規則の内容を検討するとともに、相手国の繊維産業に関する情報や交渉状況などの情報収集を行った。

III. 繊維貿易情報センター

2005 年度から実施した繊維貿易政策研究と中国繊維情報センターを統合し、2006 年 9 月から繊維貿易情報センターとして組合の事業活動の一環として設置された。2024 年度は前年に引き続き中国情報、ベトナム情報の配信を行った。

1. 繊維貿易情報センターに研究員として次のとおり委嘱した。

神山義明 上席研究員 インド、南アジア地域担当

古宮 滋 主任研究員 アセアン地域担当
竹内忠男 主任研究員 ファッショントレンド・テキスタイル担当
神谷憲一 主任研究員 貿易手続き、アセアン地域担当
藤田 誠 研 究 員 ミャンマー担当

2. 情報配信事業

(1) 中国情報

2024 年度中に組合員に 25 回、中国等を中心に繊維取引・貿易に関わる法令・制度や政策等の改変、関税、貿易統計、市場動向等に関わる種々の情報をまとめ、組合員に配信した。

(2) ベトナム情報

2024 年度中に組合員に 15 回、ベトナムを中心に繊維取引・貿易に関わる法令・制度や政策、貿易統計、市場動向等に関わる種々の情報をまとめ、組合員に配信した。

IV. 繊維製品の環境・安全問題への対応

1. アゾ染料由来の「特定芳香族アミン」

2008 年当時、一部のアゾ染料から生成される「特定芳香族アミン」への対応として、日本繊維産業連盟（繊維連）が「繊維産業における環境・安全問題検討会」（現在は「繊維産業における環境・安全問題委員会」に改称）を設置し自主基準策定を進めていた。

当組合は、この自主基準制定が極めて大きな影響を組合員に与えるものとして、担当委員会を中心に対応を検討し、組合員の意見を反映した繊維連の「繊維製品に係る有害物質の不使用に関する業界自主基準」（2009 年 12 月作成、2016 年 9 月に「自主基準」を「ガイドライン」に改訂・改称）作成に参画した。

また、中国紡織工業協会（現在は中国紡織工業連合会）とも協力し、この問題に対して対応を進めた。

2016 年 4 月には「アゾ化合物を含有する染料が使用されている対象繊維製品」として多くの繊維製品を対象とする法規制が施行されている。

2. ペルフルオロオクタン酸（PFOA）又はその塩など

ストックホルム条約第 9 回締約国会議（2019 年 5 月）において、新たな廃絶対象物質が決定されたことを踏まえ、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（化審法）第 2 条第 2 項に規定された第一種特定化学物質として「PFOA 又はその塩」が指定された。

また、この指定を受け、「PFOA 又はその塩」が使用されている場合に輸入することができない製品として、繊維品関連では「はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした『生地・衣服・床敷物』」の 3 品目が指定され、2021 年 10 月 22 日に施行された。

その後、「ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）とその塩及びPFHxS 関連物質」が POPs 条約の附属書 A（廃絶）に追加することが決定し、2024 年 2 月 1 日に化審法の第一種特定化学物質への指定・施行がなされた。さらに、「PFOA の異性体又はこれらの塩」が 2024 年 9 月 10 日に第一種特定化学物質に指定・施行され、「PFOA 関連物質」が 2025 年 1 月 10 日に第一種特定化学物質に指定・施行された。

また、PFOA を含めた PFAS（ペルフルオロアルキル化合物およびポリフルオロアルキル化合物：有機フッ素化合物）については、はっ水、はっ油、防汚加工剤として衣類を含めた身近な商品や自動車・電子部品など様々な産業で広く使用されており、一部の PFAS では、例えば PFOS や PFOA のように難分解性、生物蓄積性および毒性が認められたことからストックホルム条約の規制物質に登録されている。このように、一部の PFAS の安全性について懸念があるため、欧州では PFAS 全体を視野に規制を実施する議論が進んでいる。PFAS は繊維業界でも幅広く使用されており、規制が加速すると影響が出ることが懸念されることから、引き続き動向を注視すると共に、適宜組合員に情報を提供したい。

V. 展示商談会への参加、協力、受け入れ

展示商談会等/当組合後援名義付与

名 称	会 期	会 場	主催者等
Premium Textile Japan 2025 Spring/Summer	2024 5/9～10	東京国際フォーラム	主催： 一般社団法人 日本ファッション・ ウィーク推進機構
第 25 回 中国江蘇省輸出商品展示会	5/21～23	マイ ドームおおさか	主催：江蘇省商務庁 共催：一般社団法人日中経済貿易 センター、大阪商工会議所、 中国江蘇省駐日本経済貿易代表処
パンテキスタイルフェア TOKYO 2024	5/22～23	EBiS303	主催： 中華民国紡織業拓展會（紡拓会）
第 2 回 インディアファッション&ライフ スタイルショー 大阪 2024	6/4～6	マイ ドームおおさか	主催： 特定非営利活動法人 日印国際 産業振興協会
第 32 回 インテリアライフスタイル	6/12～14	東京ビッグサイト	主催： メッセフランクフルト ジャパン(株)
第 64 回 モーダ・イタリア展 2025 春夏コレクション	7/9～11	ベルサール渋谷ガーデン	主催： イタリア大使館 貿易促進部

名 称	会 期	会 場	主催者等
第 14 回 インドトレンドフェア 東京 2024	7/23～25	新宿住友ビル・三角広場	主催： 特定非営利活動法人 日印国際 産業振興協会
第 5 回 中国遼寧省輸出商品展示会	8/27～29	マイドームおおさか	主催：遼寧省人民政府 共催：遼寧省商務庁、一般社団 法人日中経済貿易センター、中国 銀行東京支店、大阪商工会議所
第 2 回 The Makers・Apparel Show	9/4～5	サンシャインシティ文化 会館	主催：The Makers・Apparel Show 事務局 共催：一般社団法人 日中経済貿易 センター
2024 大阪国際ライフスタイルショー/ 浙江省輸出商品(大阪)交易会	9/11～13	インテックス大阪	主催：浙江省商務庁 共催：浙江遠大国際会展有限公司、 (一財)大阪国際経済振興センター、 大阪商工会議所
Premium Textile Japan 2025 Autumn/Winter	11/6～7	東京国際フォーラム	主催： 一般社団法人 日本ファッション・ ウィーク推進機構
JFW ジャパン・クリエーション 2025	11/6～7	東京国際フォーラム	主催： 一般社団法人 日本ファッション・ ウィーク推進機構
モード・イタリア展 2025-26 秋冬コレクション	2025 2/4～6	ベルサール渋谷ガーデン	主催： イタリア大使館 貿易促進部
第 3 回 The Makers・Apparel Show	3/5～6	東京国際フォーラム	主催：The Makers・Apparel Show 事務局 共催：一般社団法人 日中経済貿易 センター

VI. 研修会、講演会、セミナー等の開催

(1) 税関における電子帳簿保存制度等に関する説明会（共催：輸出組合）

開催方法：オンラインセミナー ＜ライブ配信＞

開 催 日：2024 年 5 月 14 日（火）

申込者数：137 名

講 師：東京税関 調査部 特別関税調査官（調査開発担当）

永末 雅春 特別関税調査官、川崎 明子 上席調査官

東京税関 調査部 輸出総括部門

三上 直樹 上席調査官、鈴木 彩子 調査官

(2) 成田空港 ANA Cargo 上屋等視察研修

開催日：2024年6月11日（火）

内容：(株)ANA Cargo 上屋見学（貨物ビル、貨物蔵置スペース、ULD トラックドッグ、冷蔵庫・冷凍庫など）～ 東京税関成田航空貨物出張所（施設概要の説明）

参加者数：16名

(3) JIS L 0001 改正説明会

主催団体：関西ファッション連合、全日本婦人子供服工業組合連合会、日本帽子協会、日本アパレル・ファッション産業協会、日本インテリア協会、日本織物中央卸商業組合連合会、日本靴下協会、日本シャツアパレル協会、日本寝具寝装品協会、日本繊維輸入組合、日本チェーンストア協会、日本ニット工業組合連合会、日本百貨店協会、日本ボディファッション協会

開催方法：オンラインセミナー ＜オンデマンド配信＞

配信期間：2024年7月11日（木）～8月20日（火）

内容：繊維製品の取扱表示記号の見直しについて

一般社団法人繊維評価技術協議会 専務理事 太田 秀幸 氏
洗濯表示 L0001 改正に関する家庭用品品質表示法との関係と今後の予定について
経済産業省 商務情報政策局 製品安全課 課長補佐 高倉 寧 氏

(4) 繊維の基礎知識と品質評価 研修会（共催：輸出組合、テキスタイル倶楽部）

開催方法：オンラインセミナー ＜Google Meet／ライブ配信＞

開催日：2024年7月9日（火）

申込者数：294名

講師：一般財団法人 カケンテストセンター

- | | |
|-----------------------|---------|
| 1. 「繊維・糸・生地及び染色の基礎知識」 | 城山 拓斗 氏 |
| 2. 「繊維製品の品質表示」 | 入江 恵子 氏 |
| 3. 「生地の一般的な試験について」 | 池田 一葉 氏 |
| 4. 「繊維製品の機能性とその評価」 | 古賀 雪月 氏 |

その他：定員（120名）を超えた申込者があった為、期間限定で動画配信を行った。

（配信期間：7月18日（木）～7月25日（木））

(5) 第1回繊維入門セミナー（共催：輸出組合、テキスタイル倶楽部）

開催方法：オンラインセミナー ＜オンデマンド配信＞

配信期間：2024年9月2日（火）～30日（月）

申込者数：129名

講師：一般財団法人ボーケン品質評価機構

- | | |
|------------------------------|---------|
| 1. 「衣料用繊維と糸及び織物とニットに関する基礎知識」 | 兜島 綾乃 氏 |
| 2. 「染色加工及び仕上げ加工に関する基礎知識」 | 田村 直子 氏 |

(6) 神戸港施設見学会（共催：輸出組合、テキスタイル倶楽部）

開催日：2024年9月18日（水）

集合場所：神戸市三ノ宮駅近辺

参加者数：19名

内 容：チャーター船による神戸港施設・KICT コンテナターミナル 見学

(7) 貿易実務の基礎 研修会（基礎編）（共催：輸出組合、テキスタイル倶楽部）

開催方法：会場集合型およびオンライン参加（ライブ配信）＜ハイブリット形式＞

講 師：川合利直ロジスティクス委員長（MN インターファッション株式会社）

	関西地区	中部地区	関東地区
開催日	2024年9月26日（木）	2024年9月27日（金）	2024年10月1日（火）
開催場所	大阪国際ビルディング	安保ホール	テレコムセンタービル
申込者数	84名	7名	77名

そ の 他：2025年2月～3月にオンデマンド配信を行った。

会員企業の若手社員、新入社員を対象とした教育補完の一環として、貿易実務の基礎について、実ビジネスに落とし込んだ講義を行った。

(8) 第2回繊維入門セミナー（共催：輸出組合、テキスタイル倶楽部）

開催方法：オンラインセミナー＜オンデマンド配信＞

配信期間：2024年10月1日（火）～31日（木）

申込者数：131名

講 師：一般財団法人ボーケン品質評価機構

- | | |
|-------------------|---------|
| 1. 「縫製品に関する基礎知識」 | 藤村 永遠 氏 |
| 2. 「品質表示に関する基礎知識」 | 岡野 優子 氏 |

(9) 第3回繊維入門セミナー（共催：輸出組合、テキスタイル倶楽部）

開催方法：オンラインセミナー＜オンデマンド配信＞

配信期間：2024年11月1日（金）～29日（金）

申込者数：131名

講 師：一般財団法人ボーケン品質評価機構

- | | |
|-----------------------------|---------|
| 1. 「品質評価試験方法及び評価基準に関する基礎知識」 | 関根 一考 氏 |
| 2. 「機能性試験及び試験方法の基礎知識」 | 沼倉由紀子 氏 |

(10) インテリアファブリックス人材育成基礎講座 2024 秋（共催：輸出組合）

開催方法：オンデマンド配信

配信期間：2024年11月1日（金）～16日（土）

申込者数：8名

講座科目：１．カーペット；カーペットの種類や製造過程、施行、法規制等について

２．カーテン；カーテンの形、生地の種類、縫製や機能について

若手社員、新入社員を対象とした教育補完の一環として、ホームテキスタイル委員会並びに輸出組合家庭用品委員会のメンバー企業を対象に実施した。

(11) 東京港・税関・貨物施設等視察研修（共催：輸出組合）

開催日：2024年11月1日（金）

内容：東京港港湾施設の海上からの視察（視察船東京みなと丸乗船）～東京港の概要説明（東京都港湾局）及び東京臨海部広報展示室（東京ミナトリエ）見学～東京税関本関東京港湾合同庁舎（執務室・検査場等見学、税関広報ビデオ視聴・税関業務の説明、税関ひろば見学）～コンテナターミナル視察（施設概要の説明）～CFS倉庫視察（業務内容等説明）

参加者数：40名

(12) 第33回貿易実務研修会（共催：輸出組合、テキスタイル倶楽部）

開催場所：オンラインセミナー＜ライブ配信＞

開催日：2024年11月26日（火）、27日（水）

申込者数：80名

講師：大阪税関 業務部 各担当官

1日目

１．「輸入申告手続き」について	通関総括第1部門	海野 上席審査官
２．「品目分類（繊維関係）」について	関税鑑査官	森本 関税鑑査官
３．「原産地規則」について	原産地部門	中村 原産地調査官

2日目

１．「関税評価制度」について	関税評価部門	山崎 関税評価官
２．「減免税制度」について	通関総括第3部門	上萬 総括審査官

(13) 一般財団法人カケンテストセンター 試験室見学会（共催：輸出組合、テキスタイル倶楽部）

開催日：2024年12月4日（水）

集合場所：一般財団法人カケンテストセンター 大阪事業所

申込者数：18名

内容：セミナー：「化学物質規制の背景と実例、最新の動向」門 統子 氏

試験見学：・染色堅牢度試験（耐光、洗濯、汗、摩擦）

・混用率/繊維鑑別、ホルムアルデヒド

・物性（引張強さ、引裂強さ、破裂強さ、滑脱抵抗力）

・機能性（抗菌性、吸水速乾性、接触冷感性、吸湿発熱性、帯電性）

その他：セミナーは、期間限定でアーカイブ配信を行った。

（配信期間：12月9日（月）～23日（月）、申込者数：73名）

(14) 第4回繊維入門セミナー（共催：輸出組合、テキスタイル倶楽部）

開催方法：オンラインセミナー <オンデマンド配信>

配信期間：2024年12月2日（月）～27日（金）

申込者数：104名

講師：一般財団法人ボーケン品質評価機構

1. 「クレームを未然に防ぐ！苦情発生から紐解く根本原因とその対策～色編～」

松本 真哉 氏

2. 「衣料品の皮膚刺激で注意すべきポイント

～pH／ホルマリン／モノフィラメント／ヒートカットなど～」

東 絃代 氏

(15) 第5回繊維入門セミナー（共催：輸出組合、テキスタイル倶楽部）

開催方法：オンラインセミナー <オンデマンド配信>

配信期間：2025年1月6日（月）～31日（金）

申込者数：105名

講師：一般財団法人ボーケン品質評価機構

1. 「クレームを未然に防ぐ！苦情発生から紐解く根本原因とその対策～物性編～」

松本 真哉 氏

2. 「縫製工場選定における注意点～より良い製品をつくるために～」

高井 啓次 氏

(16) 第6回繊維入門セミナー（共催：輸出組合、テキスタイル倶楽部）

開催方法：オンラインセミナー <オンデマンド配信>

配信期間：2025年2月3日（木）～28日（金）

申込者数：106名

講師：1. 一般財団法人ボーケン品質評価機構

1. 「クレームを未然に防ぐ！苦情発生から紐解く根本原因とその対策～製品編～」

松本 真哉 氏

2. 「リサイクル繊維の基礎とリサイクル繊維の品質表示」

谷 夏希 氏

(17) 海外ビジネスを成功に導くための国際仲裁の活用に関するセミナー

（共催：輸出組合、テキスタイル倶楽部）

開催方法：オンラインセミナー <Zoom／ライブ配信>

開催日：2025年3月7日（金）

申込者数：47名

講師：1. 「我が国企業のグローバルビジネス展開と政府の取組」

経済産業省通 商政策局 貿易振興課 課長

吉川 尚文 氏

2. 「国際取引の紛争解決における仲裁の有用性」

法務省 大臣官房 国際課付

宮崎 文康 氏

3. 「なぜ、仲裁が選ばれるのか

～JCAA 仲裁を活用して、紛争を迅速・公平に解決しよう～」

一般社団法人日本商事仲裁協会（JCAA）仲裁調停課 課長 小川 新志 氏

(18) 貿易実務の基礎研修会（実践編）（共催：輸出組合、テキスタイル倶楽部）

開催方法：会場集合型およびオンライン参加（ライブ配信） ＜ハイブリット形式＞

開催日：大阪 2025 年 3 月 13 日（木）

東京 2025 年 3 月 25 日（火）

申込者数：大阪 72 名、東京 75 名

講師：川合利直 ロジスティクス委員長（MN インターファッション株式会社）

2024 年 9 月に実施した「貿易実務の基礎研修会」の実践編として、演習問題を解きながら貿易実務の基礎について理解を深めていただく内容として実施した。

(19) EPA 原産地規則セミナー（繊維製品輸入を中心に）及び AEO 制度のご紹介

（共催：輸出組合、テキスタイル倶楽部）

開催方法：オンラインセミナー ＜Zoom／ライブ配信＞

開催日：2025 年 3 月 19 日（水）

申込者数：86 名

講師：① EPA 原産地規則の概要およびケーススタディ

東京税関 業務部 総括原産地調査官（財務省・税関 EPA 原産地センター）

森江 雄也 上席調査官、坂田 正博 調査官、齊藤 風果 調査官

② AEO 制度のご紹介

東京税関 業務部 総括認定事業者管理官（AEO センター）

戸沢 雅 上席調査官

VII. 海外(含む駐日)関係機関等交流・協力等

2024 年

- 4 月 17 日（水） / （東京） トルコイスタンブール商工会訪日団との懇談を実施し、両国繊維業界に関する情報交換および両国間の繊維貿易の促進等について意見交換を行った。
- 4 月 17 日（水） / （東京） 英国市場協議会の会合に事務局が出席した。
- 5 月 8 日（水） / （東京） エジプト共和国大使館 経済・商務局を事務局が訪問し、両国間の繊維貿易の促進等について意見交換を行い、セミナーや商談会等の実施について協議した。

- 5月22日（水）／（東京） 中華民国紡織業拓展會（Taiwan Textile Federation）主催「パンテキスタイルフェア TOKYO2024」を訪問し、情報交換・意見交換を行った。
- 6月5日（水）／（東京） パキスタン大使館新商務参事官を訪問し、両国間の繊維貿易の促進等について意見交換を行った。
- 6月12日（水）／（東京） 英国市場協議会「2024年度理事会・通常総会（第52回）」に事務局が出席した。
- 7月24日（水）／（東京） タイ国大使館商務参事官事務所商務公使との懇談を実施し、両国間の繊維貿易の促進および8月に開催されるタイ国ファッション&テキスタイル展示商談会（東京）に関する協力等について意見交換を行った。
- 8月8日（木）／（東京） 一般財団法人日中経済貿易センターの懇親会に事務局が参加し、中華人民共和国駐日本国大使館経済商務処、深圳市駐日経済貿易代表事務所、浙江省駐日本商務代表処などの担当者と情報交換・意見交換を行い、RCEPに関する説明会の実施など今後の協力関係の構築について要請を行った。
- 8月28日（水）／（大阪） 中華民国紡織業拓展會（Taiwan Textile Federation）の要請を受け、最新の台湾製サステナブル生地や機能性生地を紹介する「台湾テキスタイル発表会&商談交流会（大阪）」の開催・運営をサポートした。
- 8月29日（木）／（東京） タイ国大使館商務参事官事務所主催「タイ国ファッション&テキスタイル展示商談会（東京）」の開会式に事務局が参加し、タイ衣料品製造業者協会（TGMA）ピーラボン副会長および出展企業と交流を深めた。
- 9月13日（金）／（東京） パキスタン大使館商務参事官との懇談を実施し、両国間の繊維貿易の促進およびパキスタンカラチにて開催される「第5回インターナショナル・テキスタイル&レザー展（TEXPO）」に関する協力等について意見交換を行った。
- 10月15日（火）／（台北） 台湾 台北で開催された中華民国紡織業拓展會（Taiwan Textile Federation）主催「第28回 Taipei Innovative Textile Application Show（TITAS）」に事務局が招待され、開幕式や懇談会に出席し、主催者との交流を深めた。
- 10月15日（火）／（東京） 在日本インド大使館主催「インド繊維産業インタラクティブミーティング」に上席研究員および事務局が参加した。

- 10月20日（月） / （ホーチミン） JETRO ホーチミン事務所を訪問し、ローカルスタッフ向けのEPAなどの貿易制度関連セミナーの開催等に向けた意見交換を行った。

2025 年

- 2月20日（木） / （東京） 中華民国繊維業拓展會（Taiwan Textile Federation）との懇談を実施し、5月に開催される「パンテキスタイルフェア TOKYO 2025」に関する協力およびテキスタイルの海外市場開拓に関する取り組み等について意見交換を行った。
- 2月26日（水） / （ホーチミン） ベトナム繊維・アパレル協会（VITAS）を訪問し、VU DUC GIANG 会長と両国繊維業界に関する情報交換・意見交換を行った。
- 3月5日（水） / （東京） JETRO ホーチミン事務所主催「ベトナムにおけるFTA/EPAの活用状況」セミナーにおいて、川合ロジスティクス委員長が登壇し、講演を行った。また、同セミナー講師のベトナム政府原産地証明書発給当局に事前質問を提出し、現地での正しい原産地規則の周知を目的に協力した。

VIII. 上海分会

日本繊維輸出組合・日本繊維輸入組合、テキスタイル倶楽部（第7回から参加）の3団体は、合同事業として、組合員の上海駐在企業相互の情報交換と懇親を促進し、また、必要に応じて中国現地での各社に共通する問題の情報交換やその対応等を検討するために、2006年（平成18年）8月に「上海分会」を設立した。2024年度に於いては、情勢不安により開催を見送り、情報共有のみ行った。

「上海分会」会員会社名簿（2024年12月31日現在 19社/登録者数38名）

会社名（現地）	会社名（現地）
伊藤忠繊維貿易（中国）有限公司	帝人商事（上海）有限公司
蝶理（中国）商業有限公司	丝特翔時装国際貿易（上海）有限公司
科立思管理（上海）有限公司（GSI中国社）	三發成（上海）国際貿易有限公司
興和（上海）貿易有限公司	瀧定大阪（上海）商貿有限公司
丸紅（上海）有限公司	田村駒（上海）紡織品有限公司
丸紅繊維（上海）有限公司	新東商国際貿易（上海）有限公司

三井繊維物資貿易（中国）有限公司	尼西則瓦（上海）貿易有限公司
紹興凱越進出口公司杭州事務所	譜洛革時（上海）貿易有限公司
豊田通商（上海）有限公司	八木通商（上海）有限公司
豊島國際（上海）有限公司	

＜管理部門分科会＞

上海分会の会員企業からの要望により、組合員の現地各社に共通する人事管理、法務、税務、財務等の管理部門が抱える諸問題について実務担当者による情報と意見の交換、及び交流を目的として、2010 年（平成 22 年）9 月に「上海分会」の下に「管理部門分科会」を新たに設置した。

2024 年度に於いては、情勢不安により開催を見送り、情報共有のみ行った。

IX. ベトナム分会

日本繊維輸出組合・日本繊維輸入組合は、合同事業として組合員のベトナム駐在企業相互の情報交換と交流を促進し、また、必要に応じてベトナム現地（ハノイ／ホーチミン）での各社に共通する問題の情報交換やその対応等を検討するため、2023 年 11 月に「ベトナム分会」を設立した。

2024 年度に於いては、別所会長（帝人フロンティア（ベトナム）社長）の下でベトナム分会を開催すると共に、ベトナム分会の開催に合わせ一般財団法人ニッセンケン品質評価センターの協力を仰ぎ組合員企業並びにその関連企業のベトナム人スタッフを対象とした「繊維の基礎知識と品質管理セミナー」をベトナム語で実施した。

第 2 回「ベトナム分会」

日 時：2024 年 10 月 22 日（火） 15 時～17 時

場 所：リバティーセントラル サイゴンシティポイントホテル 2 階「アポロ」

議 事：講演：「紡績工程のメーカー視点での変化と動向」

1. 紡績手法による違いのおさらい
2. 紡績手法への投資の変化
3. 原料などサステナビリティに関する動向 など

講師・説明者：村田機械株式会社 営業部

Product Manager of VORTEX 兼 マーケティングチームリーダー

森 昭二 氏

—東南アジアチーム チームリーダー

橋本 周一 氏

—ベトナム担当

宝谷 俊哉 氏

参加者：組合員企業のベトナム駐在員およびナショナルスタッフなど約 25 名

なお、講演終了後懇親会を開催し、別所会長の発声で乾杯し、約 30 名の参加者が懇談し交流を深めた。

1. 「ベトナム分会」会員名簿

(2025年3月31日現在 14社/登録者数15名)

会社名	現地企業名
(株)エドウィン	THE REPRESENTATIVE OFFICE OF EDWIN.CO., LTD.
(株)GSIクレオス	GSI TRADING HONG KONG COMPANY LIMITED HANOI OFFICE
(株)ゴールドウィン	GOLDWIN SAI GON VIETNAM CO., LTD.
一村産業(株)	CHORI VIETNAM CO., LTD.
伊藤忠商事(株)	PROMINENT (VIETNAM) COMPANY LIMITED
興和(株)	KOWA COMPANY, LTD. HANOI OFFICE
MNインターファッション(株)	MN INTER-FASHION VIETNAM COMPANY LIMITED
野村貿易(株)	NOMURA TRADING VIETNAM LIMITED LIABILITY COMPANY
シキボウ(株)	SHIKIBO LTD. HO CHI MINH REPRESENTATIVE OFFICE.
(株)STX	STX VIETNAM LIMITED LIABILITY COMPANY
田村駒(株)	TAMURAKOMA VIETNAM CO., LTD.
帝人フロンティア(株)	TEIJIN FRONTIER (VIETNAM) CO., LTD.
豊島(株)	TOYOSHIMA VIETNAM CO., LTD.
豊田通商(株)	TOYOTA TSUSHO FASHION EXPRESS VIETNAM COMPANY LIMITED

<第1回 ベトナム人職員向け「繊維の基礎知識と品質管理セミナー」(ホーチミン地区)>

開催日時：2024年10月21日(月) 13時～17時

開催場所：リバティーセントラル サイゴンシティポイントホテル 2階「アポロ」

内 容：①アパレル用繊維の基礎知識
 ②繊維・糸・テキスタイルの基礎
 ③アパレルの品質管理・品質基準
 ④アパレルの事故事例

講 師：一般財団法人ニッセンケン品質評価センター ホーチミン事務所

参 加 者：在ホーチミン組合員企業のベトナム人スタッフなど約80名

X. 繊維産業技能実習事業協議会への対応

1. 繊維産業技能実習協議会

経済産業省と日本繊維産業連盟は、外国人技能実習に関し、繊維産業における法令違反（最低賃金・割増賃金等の不払い、違法な時間外労働等）が多く指摘されていたことから、2018年3月23日、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第54条第1項に基づき、繊維業界団体等を構成員とした「繊維産業技能実習事業協議会」を設置し、2018年3月23日に第1回会合を開催、2024年度は2025年3月21日に第12回が開催された。

経済産業省と日本繊維産業連盟が共同事務局となり、第1回から第3回までの会合において、協議会設置の主旨、運営方法、外国人技能実習制度の現状、課題及び問題点等について認識するとともに対応等について検討し、第4回会合において、「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」を決定・公表した。取組の内容は、①技能実習に係る法令遵守等の徹底、②取引適正化の推進、③発注企業の社会的責任（サプライチェーンに対する責任）、④業界団体における体制等の整備、などが挙げられ、業界団体主導により、特に、大企業が率先して具体的行動をとることが求められ、業界団体と縫製業の受発注企業が早急かつ重点的に「取組」への対応を求められている。

2. 輸入・輸出組合の「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」への対応について

2018年6月19日、第4回繊維産業技能実習協議会において取り纏められた「取組」に関し、当組合は輸出組合と共に「技能実習及び取引適正化推進分科会」を設置し2018年9月に第1回会合を開催、2019年度から「技能実習及び取引適正化推進分科会」から「委員会」へ改称し、更に、幅広くSDG'sに対応するため2022年5月の通常総会において委員会名を「CSR委員会」と改称し、2024年度は第8回委員会を7月に開催した。

XI. 日本繊維産業連盟に係る事案

1. 「通商問題委員会」への参画

日本繊維産業連盟・通商問題委員会（第150回～第153回、計4回開催）に参画し、輸出入貿易動向を把握すると共に、EPAを中心とした繊維通商問題について、情報交換等を行った。

2. 「EPA活用推進会議」への参画

経済産業省通商政策局経済連携課の「EPA活用推進会議」に繊維産業界代表として継続参画した。EPA原産地証明書プラットフォーム（JAFTAS）と日本商工会議所の「第一種

特定原産地証明書発給システム」の連携やデジタルツール関連への取組、他産業界における制度・運用改善・普及活動などへの取組が報告された。繊維業界に関しては、同会議に委員として登録している輸出・輸入組合ロジスティクス委員長が、EPA 活用に関し「通関士の有効活用について」言及した。

3. 「繊維産業における物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画」への参画

物流の2024年問題に関し、政府が策定した「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」を踏まえ、日本繊維産業連盟が取り纏めた繊維産業における「自主行動計画」に参画し、これまで以上に物流の適正化・生産性向上を図るべく担当委員会での検討を行うとともに、組合員への啓蒙活動などを実施した。

4. 「繊維産業技能実習事業協議会」への参画

経済産業省製造産業局生活製品課及び日本繊維産業連盟が共同事務局となり設置された「繊維産業技能実習事業協議会」において定められた「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」に基づき、現状、課題、違法事例とその対応等情報共有し、繊維業界における人権尊重への取組拡大と可視化を図るため「繊維産業における責任ある企業行動実施宣言」への賛同を求め、また、繊維産業流通構造改革推進協議会による取引適正化の「自主行動計画」への取り組みなど、組合員への情報発信による普及啓発に努め、併せてアンケート等フォローアップを行った。

日本繊維産業連盟は、2021年度に各企業が社会的責任を果たし、ビジネスの進めやすい環境を整備することを目的とした繊維版「責任ある企業行動ガイドライン」を取り纏めるため「責任ある企業行動ガイドライン委員会」を立ち上げ、当組合はこれに参画し、2022年8月31日に「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」が発行された。

「繊維産業技能実習事業協議会」等を通じて行ってきた技能実習制度の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取り組みなどにより、2024年3月29日付にて特定技能制度における繊維業の業種追加に関し閣議決定され、繊維業が特定技能制度における特定産業分野「工業製品製造分野」の対象業種となった。

2024年度においては、繊維企業が特定技能外国人を受け入れる際の追加要件の一つとして「国際的な人権基準に適合し事業を行っていること」が課されたため、経済産業省では、我が国繊維産業の実態を踏まえた監査要求事項・評価基準「Japanese Audit Standard for Textile Industry (JASTI)」の策定及び第三者監査制度の運用体制の構築について検討し、2025年3月19日の「産業構造審議会 製造産業分科会 繊維産業小委員会」を経てJASTIが策定された。JASTIは、追加要件への適合を確認するための対象となる認証・監査の1つとして追加され、2025年4月から運用が開始される。

5. 取引適正化の推進

日本繊維産業連盟と繊維産業流通構造改革推進協議会（以下、SCM 推進協議会）は、経済産業省が策定した「繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン（以下、ガイドライン）」に基づき、「繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」（以下、自主行動計画）を2017年（平成29年）3月に制定し取引の適正化に努めてきた。

自主行動計画は、繊維産業のビジネスモデルの変化に伴い数次にわたり改訂がなされ、2023年7月21日に、中小企業政策審議会取引問題小委員会において、下請Gメンから繊維産業に対してサプライチェーンを通じて法令順守、取引適正が不十分であるとの指摘を受け、8つの項目（取引対価、価格交渉、短納期発注、分割納入、支払条件、歩引き、検査基準、知的財産の保護）について改訂（第6版）が行われ、併せて、「繊維業界における自主行動計画の徹底プラン（以下、徹底プラン）」を策定した。

当組合は、自主行動計画や徹底プランを組合員へ情報発信と普及啓発に努めるとともに、輸入・輸出両組合は、SCM 推進協議会の「取引改革委員会」へ参画し、自主行動計画の実態調査のための第8回フォローアップ調査に協力した。

また、経済産業省から適正取引の推進に向けた要請により、①円滑な価格交渉と価格転嫁、②歩引き取引の排除、③手形等のサイトの短縮、④契約書等の書面化など、下請取引に関する法令順守、適正な取引の推進を通じたサプライチェーン全体の改善が必要な旨、組合員へ周知徹底した。

6. 日本繊維産業連盟「技能実習適正化推進委員会・取引適正化推進委員会」への参加（2回）

日時：2024年7月11日（木）

場所：野村コンファレンスプラザ日本橋 6階大ホール

議題1. 会員における委員会の開催状況について

議題2. 取り組み状況について紹介

議題3. その他

日時：2024年12月9日（月）

場所：野村コンファレンスプラザ日本橋 6階大ホール

議題1. 会員における委員会の開催状況について

議題2. 育成就労制度の概要について

7. 日本繊維産業連盟・責任ある企業行動ガイドライン委員会への参加

2021年に経産省で開催された「繊維産業のサステナビリティに関する検討会」報告書において、ILOをはじめとした国際機関と連携し、企業がよりデュー・デリジェンスに取り組みやすくするためのガイドラインの策定が望ましいとの結論から、各企業が社会的責任を

果たし、ビジネスの進めやすい環境を整備することを目的とし、ILO 駐日事務所の協力を得て、繊維版「責任ある企業行動ガイドライン」が 2022 年 8 月 31 日に発行された。

XII. 関係当局への対応

1. 経済産業省関連事項について

- (1) 経済産業省製造産業局生活製品課による、「繊維・アパレル産業における環境配慮情報開示ガイドライン第 1 版」の策定に関するヒアリング要請に対応した。
- (2) 経済産業省製造産業局生活製品課による、インドネシアの衣料品・アクセサリーに対するセーフガード措置の延長のための調査開始に伴う影響等の確認及び情報提供要請に対応した。
- (3) 経済産業省による、国境を越えた EC 取引に係る適正な課税（プラットフォーム課税）に関するヒアリング及び情報提供要請に対応した。
- (4) 経済産業省通商政策局経済連携課の「EPA 活用推進会議」に繊維産業界代表として継続参画した。
- (5) 日バングラデシュ EPA をはじめ交渉中の EPA 締結に向けた提言を行った。

2. 財務省関連事項について

- (1) 財務省関税局による関税収入見通し策定に係る繊維品輸入動向等に関するヒアリングに対応した。
 - ・過去の輸入額・輸入数量の動向、及びその背景事情
 - ・2024 年度の輸入額・輸入数量の見通し
 - ・国内市場の動向及び今後の見通し
 - ・海外生産の動向及び今後の見通し
 - ・日本の繊維産業全般

XIII 国内関係諸団体

当組合は、国内関係諸団体の会員、協力団体として、その事業遂行に積極的に協力した。当組合が加入している国内関係諸団体は以下のとおりである。

日本繊維産業連盟、(一社) 日本貿易会、日本貿易振興機構（ジェトロ）、英国市場協議会、(一社) 繊維評価技術協議会、(公財) 日本関税協会、繊維産業流通構造改革推進協議会（繊維ファッション SCM 推進協議会）、(一社) 日中経済貿易センター、(一財) 対日貿易投資交流促進協会、NPO 法人輸出入手続サポートファーム

XIV. EIPS コンサルタント事業の組合員企業への提供

組合員企業が日々の輸出入手続きにおいて直面する困り事や不明な点などについて、NPO 法人輸出入手続サポートファーム（EIPS）の協力のもと、同法人が会員限定で提供している「コンサルタント事業」において、長年にわたり貿易業務や関税・税関行政に携われ、高度かつ幅広い専門知識、豊富な経験と人脈を持つ通関士や税関の OB・OG 等の方々に相談することができるサービスの提供を今年度も継続して実施した。

XV. CSR について

新興国への事業展開が進む中、自社工場やサプライチェーンにおける労働問題（児童労働、強制労働、低賃金、劣悪な労働環境等）や環境問題が、経営上のリスクとして大きくクローズアップされている。

労働問題への対応が不適切な場合、企業のブランドイメージの低下や、それに伴う売上の減少、そして労働ストライキや訴訟へと発展し、企業の責任が厳しく問われることになる。

このことから 2015 年度より、日本繊維輸出組合・日本繊維輸入組合・一般社団法人テキスタイル倶楽部共催で、組合員への情報発信、情報交換を目的に、CSR セミナー・勉強会を開催してきた。

また 2018 年 3 月より、経済産業省製造産業局と日本繊維産業連盟を共同事務局とした繊維産業技能実習事業協議会への参加に伴い、2019 年に組合内に「技能実習及び取引適正化推進委員会」（2022 年度より「CSR 委員会」に改称）を設置し、国内の繊維産業において度々指摘されている外国人技能実習生に関する法令違反問題について、組合員のサプライチェーン上での取引の有無を確認し、経産省に適宜報告している。（第五-V・第六-X・XI）

第七 業務関係

I. ワシントン条約繊維関係品目に係る申請

ワシントン条約「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」により国際取引が規制されている動植物及びその派生物に係わる輸入規制は、「外国為替及び外国貿易法に基づく輸入貿易管理令」により行われている。

ワシントン条約により規制されている動植物及びその派生物からなる繊維製品等の輸入に際しては、輸入令に基づき輸入割当や事前確認等を受けなければならない。

当組合は、組合員から要請があった場合、組合員が輸入する繊維製品等がワシントン条約の対象となるか当局へ確認し、対象となる場合はワシントン条約の附属書に従い、輸入割当や事前確認の申請に必要な書類の記載内容を確認するとともに経済産業省へ申請代行する。

ワシントン条約第 17 回締約国会合の結果を踏まえ、2017 年 1 月 2 日付にて改正された附属書が発行された。その際に、附属書に記載される「ヒツジ」（羊毛、糸、ニット製品など加工製品も含む）の学術名が変更となったことから、ワシントン条約で規制の対象外となっている種の「ヒツジ」が、輸入通関の際にストップしてしまうという事態が発生した。そのため当局に対し、ワシントン条約で規制の対象外となっている「ヒツジ」について附属書より除外するよう改善要請を行い、以降、「ヒツジ」に関して同様の問題は発生していない。しかしながら、稀に「ヤギ」において、同様の要因で貨物がストップしてしまう事態が発生することを懸念するが、これまでに大きな問題となっていない。

II. 広報、諸統計、その他

1. 「The Japanese Apparel Market & Imports」について

「日本のアパレル市場と輸入品概況」2024 年版について、市場規模、輸入統計、流通経路、市場特性、輸入制度、輸入関税等の資料を収集し PDF ファイルとして作成（和・英文版）、併せて組合 HP 等でも紹介し、組合員はじめ、国内外の関係機関及び関係業界の参考に供した。

2. 組合 HP 掲示

2022 年度に日本繊維輸出組合ホームページとの統合を図ると共に、従来どおり CCIS（通関情報システム）情報オンラインサービスと併せて HP を公開し、各種案内や制度変更の通知、会議と催事、各種報告書、各種統計等を掲載したほか、重要または緊急性のある情報を迅速に掲載する等組合員への情報サービスを強化するなど HP の利用推進を図った。

URL <https://jteia.org/>

3. 諸統計の作成

(1) 通関情報処理システム(CCIS)

① 下記の CCIS データ項目の内容で、組合員の貿易データの電算処理を行った。

輸入：申告番号、許可年月日、荷主 SECTION コード、荷主 REF No、データ区分、申告等種別コード、申告税関コード、申告等年月日、輸入者コード、B/L 番号/AWB 番号、貨物個数・重量、インボイス価格、通関金額、評価申告区分コード、関税免税額合計、関税減税額合計、関税額合計、内国消費税、品名、関税課税価格、関税率、関税率区分コード、関税額、関税減免税額、関税減免税適用条項、品目コード、数量、減免税コード、原産地名、原産地証明書識別、審査検査区分識別、インボイス番号、荷主自由記事欄など

輸出：申告番号、許可年月日、荷主 SECTION コード、荷主 REF No、データ区分、要船積確認記号、輸出管理番号、申告種別、輸出者コード、輸出者名、貨物個数・重量・容積、仕向地、積込港、輸出承認証区分、インボイス価格、FOB 価格、事前検査済貨物識別、仕向人名、品目コード、原産地コード、輸出貿易管理令別表コード、他法令コード、関税減免税戻税コード、内国消費税免税コード、申告価格、コンテナ番号、インボイス番号、通関業者名、荷主自由記事欄、輸出承認証等識別、AWB 番号など

② これらのデータを基に作成した、組合員各社の自社の輸出入実績に関する諸統計情報及び CCIS の日次データを、組合のホームページからダウンロードして閲覧することができるサービスを今年度も継続して実施した。

(2) 輸入貿易統計

① 月表

毎月 29 日頃に財務省ホームページ等から通関実績を入手し、主要品目統計（生糸・絹糸、正絹織物、絨毯、ニット・布帛製衣類など）を作成し、当組合のホームページに掲載。また「繊維輸入統計年報」および「繊維輸入統計月表」を毎月作成し掲載した。

4. 登記・届出関係

- ① 2024. 6. 11 2023 年度（第 61 期）事業報告書の承認届（経済産業大臣）
- ② 2024. 6. 11 役員に関する変更届（経済産業大臣）
- ③ 2024. 8. 7 代表理事変更登記

添付書類（要望書等）

I．日・バングラデシュ EPA に関する意見・要望等について

至 急

2024年4月4日

日本繊維産業連盟
通商問題委員会
委員各位

日本繊維産業連盟
常任幹事 田村敦彦

バングラデシュとのEPAに関して（お願い）

常日頃は繊維産連の活動にご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。

早速ですが、表記の件、2月開催の通商問題委員会でも取り上げましたが、政府間の交渉がスタートされております。

については、今後、両国の繊維業界にとって有意義なEPAとし、さらなる発展につなげる内容にしたいと考えており、交渉にあつての繊維業界の基本スタンスを確認させて頂きたく存じます。ご多忙中恐れ入りますが、至急で4月11日（水）までに貴団体でのご意見のご確認をよろしくお願い致します。

(返信用)

貴団体名;日本繊維輸入組合、日本繊維輸出組合

(2024 年 4 月 11 日)

1) 基本スタンスについて

「相互即時に全て関税撤廃、原産地規則は現状の L D C 特恵の条件を維持する」

(市場環境を変えない、競争条件を変えないというスタンス)

＊現状の L D C 特恵条件

○関税：全てゼロ

○原産地規則：

衣類は 1 工程（但し、62 類の一部、ハンカチ、スカーフ、ネクタイ等は例外）、

織物/編物は 2 工程（糸＋織/編）

63 類「紡織用製品のその他の製品」は 3 工程（糸＋織/編＋縫製）

問題なし

問題あり

(いずれかに○を付けて下さい)

<意見があれば記入して下さい>

- ・「相互即時に全ての関税撤廃」については問題ありません。
- ・原産地規則については、現状の LDC 特恵の条件を維持することを最低条件とし、日本の国内産業への影響が大きい場合、61 類から 63 類の原産地規則を「製品の製品化工程の 1 工程」に統一していただきたく要望いたします。
バングラデシュは、原材料を輸入に依存しており現地調達が難しい素材も多く、LDC 特恵の条件が自国（または日本）での素材調達が求められる 2 工程ルール（6215 項/ネクタイ。6216 項/手袋、ミトン及びミット。6217 項/その他の衣類付属品及び衣類又は衣類付属品の部分品。）及び 3 工程ルール（6213 項/ハンカチ。6214 項/ショール、スカーフ、マフラー、マンティーラ、ベールその他これらに類する製品。63 類）となっている品目については原産地基準を満たすことが難しく、殆ど活用されていない状況にあることから、国内産業への影響が大きい場合、バングラデシュにおけるアパレル生産の実態に合った原産地規則としていただきたく思います。
- ・また、61 類から 63 類の原産地規則を「製品の製品化工程の 1 工程」へ統一することが難しい場合、LDC 特恵の条件が 3 工程ルールになっている 6213 項、6214 項、63 類については、日本がこれまでに締結している EPA においては 2 工程ルールを採用しているものが多いことから、2 工程ルールに緩和していただきたく要望いたします。

2) 上記の基本スタンスが通らない場合は、日本の輸出入の実態に合わせたルールが望ましい。

- ① 輸入：衣類が大半なので、現状のLDC特惠（1工程ルール）が最優先
- ② 輸出：繊維原料（短繊維関連）、紡織品（化繊糸、糸、生地）と繊維機械が多いので、これらは関税撤廃（すべて1工程ルール）

＊日本で染色・プリントのみの工程を施した生地をバングラへ輸出し、アパレル製品を作る（それを日本等へ輸入する）ケースは現状では少ないと思われる（一部であるが、縫製品を再輸出する前提で保税工場に入れて対応している）。しかしながら、この部分は、将来的な内需向けや欧州向け（特に高機能の加工を施した生地、環境対応分）の再輸出をにらんだ際、染色・プリント工程を含むべきかどうか検討する。

問題なし

問題あり

（いずれかに○を付けて下さい）

<意見があれば記入して下さい>

- ・輸入については、1) での回答のとおりです。
- ・輸出については、将来的な内需向けや欧州向け（特に高機能の加工を施した生地、環境対応分）の再輸出の可能性を加味し、基本スタンスをLDC特惠の条件の維持ではなく、1工程ルールとしていただきたく要望いたします。
- ・日本で染色・プリントのみの行程を施した生地が原産品として認められる内容とするかどうかについては、将来、内需向けや欧米向けアパレル生産における生地の調達などにおいて日本産生地の需要が生まれた際、競合する中国製、韓国製、EU製などの生地との比較において不利な状況が生まれないようにしていただくことが重要であると考えます。

3) 非関税障壁について（すでに入手できている内容）

- ① 金融・決済システムについて。
 - ・貿易取引の決済で、T/T（電信送金）は少額枠（25,000ドル程度）を条件付き申請する必要がある。一定金額以上のTTは例え親子会社間でも認められない。
 - 結果、実際のビジネスで利用できるのはL/C（信用状）のみとなるため、手続きが煩雑で不便である。
- ② 物流関係について。
 - ・外資参入が認められず寡占的であるため、サービスや対応が改善されない。
 - 特に困るのは、空港内、通関業と荷物取り扱い保管、運搬業者。例えば、取り扱いが乱雑で対応悪く対応が遅いなどの問題あり。
 - ・営業保管倉庫業が認められていないため、製品・資材の保管のためには必要な倉庫を自社で建設・維持しなければならない。
 - ・バングラ唯一の国際港チッタゴン港のキャパが小さい。コンテナ積みバンニング場所として、港湾周辺20km圏内でオフドック（Off Dock）集積所の営業が認められているが、

オフドック場内での倉庫保管業およびオフドック以外での倉庫保管業について明文化されたルールがない。

<他に情報がありましたら記入して下さい>

・副資材などの輸入通関について

副資材などの輸入通関において非常に時間を要したり、通関が止められ別途費用が発生したりすることが多く、通関の円滑化・不透明な行政措置について改善していただきたく要望いたします。こうした通関におけるトラブルは、発生の有無が輸入者によって差があったり、同じ手続きを行っていてもその時々で運用や判断が異なったりするため安定的な商売が行えない状況があります。

また、バングラデシュに RFID タグを送付したところ、(当然正しい価格にて INVOICE を作成)、バングラデシュでの輸入通関において課税標準額をバングラデシュ税関が決定し、当該課税標準額に合わせて関税が徴収されました。現地からの情報によると、課税標準額は公開されておらず、申告時に税関が決定して通知され、必要な関税を支払う必要があるとのこと。バングラデシュでは、RFID タグは高価なものと考えられているようですが、その場合においてもバングラデシュ税関が考える正しい課税標準額はきちんと公開されるべきと思います。

・バングラデシュ向け輸出における外航保険について

複数の損害保険会社より得たバングラデシュ向け輸出に関わる外航保険（海上・航空保険）付保条件として、バングラデシュ向け輸出における外航保険（海上・航空保険）つきましては、現在、付保規制国となっており海外の保険会社は引き受けができない国となっており、これはバングラデシュ側が外航保険に関しては、国内保険会社にて保険付保しなければならない制度としているためと聞いております。（例外として EPZ 内企業のビジネス、現地で手配できない事情があり当局の許可を取得している場合のみは、バングラデシュ以外の海外の保険会社が保険付保可能。）

経済連携協定を締結する 2 国間は、対等な立場で商売ができることが必要条件であると考えますので、国内保険会社以外の保険会社でも外航保険を付保できるように制度を変更していただきたいです。

4) その他の要望事項がありましたらお願いします。

<意見があれば記入して下さい>

・現状の LDC 特惠を適用したバングラデシュからの輸入貿易の継続性に支障が生じることを避けるため、LDC 特惠を適用可能な期間内において EPA を発効していただきたく要望いたします。

また、2023 年 10 月、WTO が LDC 卒業国に対する特惠関税の延長措置などの支援を加盟国に対して推奨することを決議していますが、日本においても LDC 特惠を適用可能な期間内に EPA が発効できない場合を想定し、LDC 特惠の延長措置についても実施していただきたく要望いたします。

以上

日バングラデシュ EPA に向けた共同研究会に向けての繊維産連の基本スタンス
に関する意見・要望等について

日本繊維輸入組合
日本繊維輸出組合
ロジスティクス委員会

【EPA に交渉における基本スタンスに関する要望事項】

関税の引下げについて

- 現状の LDC 特恵を適用したバングラデシュからの輸入貿易の継続性に支障が生じることを避けるため、LDC 特恵を適用可能な期間内において EPA を発効していただきたい。
- 繊維品（第 11 部）については、全品目について相互即時撤廃としていただきたい。
- その他関連品目（履物/第 64 類、帽子/第 65 類、革製品/第 42 類、皮革・毛皮製品/第 43 類等）については、現状の LDC 特恵と同等の内容を最低基準とし、日本が締結している EPA においてより高いレベルでの削減・撤廃が図られているものについては、その内容に準ずるものとしていただきたい。

品目別規則（PSR）について

- 現状の LDC 特恵を適用したバングラデシュからの輸入貿易の継続性に支障が生じることを避けるため、LDC 特恵における原産地規則（関税暫定措置法施行規則第 9 条及び別表）の条件を維持することを最低基準としていただきたい。
- バングラデシュでの生産において、LDC 特恵における原産地規則を満たすことが難しいと考えられる品目については、原産地規則の内容を緩和していただきたい。

（具体例）

- 衣類（第 61 類、第 62 類（第 6201 項～第 6212 項））：

バングラデシュでの衣類生産においては、原材料の国内調達が難しく、その多くを中国などからの輸入品に頼っており、これまでに日本が締結している EPA において多く採用されている 2 工程ルールでは原産地規則を満たすことが出来ない製品が多数あることから、衣類の原産地規則は、LDC 特恵における条件である 1 工程ルール（紡織用繊維の織物類又は編物からの製造）としていただきたい。

- 第 6213 項～第 6217 項（ハンカチ、スカーフ、ネクタイ等）：

LDC 特恵の原産地規則は、2 工程ルール（紡績用繊維の糸からの製造）または 3 工程ルール（化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する物品、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維

くずからの製造) となっており、バングラデシュ生産においては条件を満たすことが難しいケースが多くあることから、バングラデシュでの生産の実態を考慮した 1 工程ルールとしていただき、第 61 類および第 62 類は全て 1 工程ルールに統一していただきたい。

- 第 63 類：

LDC 特恵の原産地規則は、3 工程ルール（化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する物品、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造）となっており、バングラデシュ生産においては条件を満たすことが非常に難しいことから、現状のバングラデシュでの生産実態を考慮した 1 工程ルールとしていただきたい。

○第 61 類～63 類までの製品について、日本が締結している多くの経済連携協定に規定されている、「品目別規則（PSR）は関税分類を決定する構成部分についてのみ適用される」を設けていただきたい。

また、LDC 特恵における原産地規則（関税暫定措置法施行規則第 9 条及び別表備考五）に定められている「関税定率法別表第六一類から第六三類までに該当する物品が原産品であるか否かを決定するに当たり、物品の生産に使用された原料又は材料であって同表第五〇類から第六三類までに該当しないものについては、繊維を含むか否かを問わず、考慮しない。」と同様の規定を設けていただきたい。

特恵要求手続き（証明制度）について

- 日本側輸入者、輸出者双方において、採用される原産地証明制度の種類が多く、利用者の選択肢が広がることが望ましい。
- その上で、日本側輸入者においては、輸出国の権限ある機関が発給する原産地証明書による特恵要求手続き、所謂「第三者証明制度」を必ず採用していただきたい。（第三者証明制度は、現状の LDC 特恵を適用したバングラデシュからの輸入貿易においても採用されていることから、EPA 発効初期において散見される原産地証明書の発給におけるトラブル回避にも繋がるものと思われる。）

ビジネス環境整備について

- 副資材などの輸入通関において非常に時間を要したり通関が止められたりすることが多くある。また、別途費用（不当な金銭要求をされるケースもある。）が発生したりすることが多くある。こうした通関におけるトラブルは、発生の有無が輸入者によって差があったり、税関担当官によって要求する内容や判断が異なったりするため安定的な商売が行えない状況がある。不透明な通関手続きについて、統一かつ明文化された対応基準の公開と履行の徹底により、通関の円滑化をお願いしたい。

- 外貨の国外送金規制の緩和をお願いしたい。輸入した商品の不良品に対する商品代金返金やクレーム解決金の送金などが必要な際、バングラデシュからの外貨送金のハードルが高く不便が生じている。
- 原材料輸入に対する L/C（信用状）決済の恒常的な遅延と手続の煩雑さについて改善をしていただきたい。
- 横流し懸念から原材料の無償通関制度が厳格化されているが、L/C 決済の遅延や手間もあり、無償通関取引の緩和をお願いしたい。
- 決済方法が対等な立場ではなく輸入者不利な取引条件であるなど独自の貿易ルール・慣習について改善していただきたい。
- 自国保険主義（付保規制）について改善していただきたい。
- チョットグラム港の港湾荷捌き能力の低さから輸入原材料の引き取りに時間を要しており、インフラ整備をお願いしたい。また、チョットグラム港は大型船が入港できない為、シンガポールやマレーシアでの積替えが必要なためスケジュール管理がしづらく予定が遅れることも多い為、深海港となるマタバリ港および周辺インフラ開発を至急進めていただきたい。
- 深刻な交通渋滞により非効率なオペレーション・行動日程を余儀なくされており、改善をお願いしたい。

以上